

平成26年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成26年 9月10日(水曜日)

午前9時30分開議

第22 一般質問

第7 議案第34号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について

第8 議案第35号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について

第9 議案第36号 訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

第11 議案第43号 町道路線の認定について

第12 議案第44号 町道路線の廃止について

第13 議案第41号 町道路線の認定について

第14 議案第45号 町道路線の廃止について

第15 議案第42号 町道路線の認定について

追加議案

意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第8号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める要望意見書

意見書案第9号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める要望意見書

意見書案第10号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める要望意見書

意見書案第11号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

意見書案第12号 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める要望意見書

第23 報告第11号 平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について

第24 報告第12号 財政的援助団体の監査結果報告について

第25 報告第13号 出納検査結果報告について

第26 ー 議員の派遣について

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課長	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	佐藤	純一	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	山本	正徳	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援			
センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
教育委員長	飯田	洋司	君
監査委員	山田	稔	君
農業委員会長	清井	敏行	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から、本日、欠席する旨の報告がありました。仁木選挙管理委員長については、今定例会閉会までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） それでは、日程第22、一般質問を継続いたします。

1番、小林一甫君の発言を許します。

1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1番、小林です。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は大きく2点に分けて質問させていただきます。

まず、1点目につきましては、学力テスト結果公表についてであります。

学力テストの結果公表を管内で実施される教育委員会があることが最近の新聞で報道されております。当町の対応はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「全国学力・学習状況調査の結果公表について」お尋ねをいただきましたので、お答えをいたします。

まず、本調査については、全国的な義務教育の機会均等と維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、そして、各教育委員会、学校等が全国状況との関係において自らの教育の成果と課題を把握し、その改善を図ることを目的とし平成19年度から実施され、東日本大震災での一度の休止をはさみ、本年度で7回実施されたところでございます。

質問のありました「結果公表」についての考え方についてでございますが、昨年度までは、序列化や過度の競争につながるおそれが払拭できないことから、都道府県教育委員会は、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行わないこと。また、市町村教育委員会は、当該市町村における全体の結果を公表することは、それぞれの判断に委ねること。ただし、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。学校は、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねることとされておりました。

しかしながら、近年、情報公開や説明責任を求める住民の声が高まりを見せたことなどから、本年度、実施要領が改正され、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の同意が得られた場合には、個々の市町村名や学校名を明らかにした公表ができること。また、市町村教育委員会は、当該市町村における全体の結果を公表することは可能であり、個々の学校名を明らかにした公表についても可能であるが、その際、教育上の影響を踏まえた上

で、必要性について慎重に判断すること。学校は、引き続き、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねることとされました。

本町教育委員会としては、実施要領の改正を受けて協議した結果、「本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること」や「学校における教育活動の一側面に過ぎないこと」、「本町は学校数が少なく、町全体の結果公表は個々の学校の公表につながることを踏まえて、序列化や過度の競争につながらないように十分配慮する必要があるとの認識で、現在のところ公表は控えることとしております。

なお、昨年度に引き続きまして、本調査結果から得た学力状況や生活状況についての良い面や課題を整理した中で、「家庭学習の時間」確保の必要性について啓発を行うなど、今後も学校、家庭とも連携を図り、児童生徒の学力向上と生活習慣の改善に向け取り組んでいく考えでおりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、教育長から答弁をいただきました。

若干、再質問をさせていただきたいと思います。

管内でも、まず網走市の教育委員会が公表に踏み切るということで、最近の新聞報道でされております。この学力テストの結果公表については、答弁にもありましたように学力向上に反映するということでありますけれども、一方では公表は目的から離れるんじゃないかということ、道内でもわずかな学校が公表するということでありますけれども、これは序列化や過当競走への懸念の表れだと思いますけれども、それに対しても答弁をいただいております。改めて質問をするのも若干の問題があると思いますけれども、これらの問題を踏まえた中で、当町の委員会も公表は控えるということでもありますけれども、今後ともこういうなかたちで公表はされないということの理解でよろしいのか、お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先般、8月の教育委員会議で、この全国学力・学習状況調査の結果公表についての協議を行ったところです。最終的には、各教育委員さんからのご意見いただきながら、先ほど答弁させていただいたように、現時点では公表を差し控えるということとなりました。

まず、ご理解いただきたいのは、公表の仕方の中で、今までも文科省は、市町村別の公表については、それぞれの市町村教育委員会の判断の中で、できるとされておりましたけど、学校別については、今年度からできることとなったところです。

それで学校別の公表については、私どもも新聞報道等でしか知り得ないところでございますけど、道内においては、4市町村教育委員会、一部北斗市が入っていたんですけど、先日の新聞で北斗市も学校別については、控えるようなことの報道があったところです。

それと市町村別の公表の数値化、正答率とか平均正答率などで数値化を図るところが17市町村教育委員会ということで報道されておりますので、数値化して公表するところは道内の中でもわずかというか少ない数の中ということでございます。

それで小林議員のほうから再度本町における公表の方法等も含めたご質問でございますけど、今まで小林議員からも数度このことについてはご質問を受けて、私もお答えしてい

るところでございますけど、まず、全国学力調査というのは毎年同じ設問でない。それと毎年対象者が変わる。そういうことから単に前年度と比較した数値や他の自治体と比較したテスト結果によって学力を論ずるには十分と言いきれない側面を則しているんじゃないかということでございます。また、学力は知識や技能だけではなく、それ以外に思考力、判断力、表現力などということも総合的なことが学力と言われているので、そういった面では、この調査自体では学力の一部であるということは、先ほどお答えしたとおりでございます。

また、本町では小学校が2校、うち1校については小規模校でございます。それと中学校では1校であることから、市町村別の結果公表をするということになると学校別が明らかになるという結果公表になるということでございます。

それで、この目的そのものは議員もご存じかと思っておりますけど、この結果で市町村や学校の優劣を決めるということではなく、その結果を分析した結果、どれだけそれぞれの学校や市町村が学力を伸ばして評価することが大事ということを考えているところでございます。その分析結果を踏まえながら、さらに学力なり体力向上に努めていきたいと教育委員会としては今のところ考えているところで、今後も公表は控えるのかということにつきましては、現時点では控えさせていただくということで、今後の国や道内や管内の市町村の動向を踏まえながら、今後さらなる検討をしてみたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま公表につきまして、考え方をお聞かせいただきましたので、理解をさせていただきたいと思っております。

学校の同意を条件に学校別の成績を公表できるということでもありますけれども、本町の場合は、中学校が1校、小学校は2校ありますけれども小規模ということの中では、公表は今後もやる予定はないということでもありますので、その部分については十分わかります。

ですけれども、私は父兄でございますけれども、父兄としては、自分の学校がどのぐらいの位置にあるのかというようなことは、多分わかったほうがいいのかというような考えを持っておりますし、また、中学校の子どもたちを持つ親にとっては、入学試験の関係で訓子府はこのぐらいのレベルだからこの学校に行けるんじゃないかというような、そういう判断もできるのかなというような考えを持っておりましたので、できれば公表を望んでいる1人です。

教育委員会の委員会の中で公表は控えるということでもありますので、これ以上の質問は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、関連でお伺いをしたいと思います。

現在スマートフォンやゲーム機の使用で学習に影響が出るというような、これも新聞報道の中でされております。学力テストの結果があまりよくないということもこの部分に起因しているのかなというような感じを持っておりますけれども、この部分について、学校なり教育委員会の中で調査をしたことがあるのかどうか、お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） この学力・学習状況調査の中で、あわせて子どもたちの普段の生活の調査をしております。その中でも、今年の分析はまだしていませんけれども、今年についても、去年についても、テレビやビデオ、DVDなどを見る時間は何時間ぐらい平日行っているかとか、あるいはゲームをする時間は何時間ぐらいやっているかというよう

な調査結果があります。これについては、全戸にも配布したんですけど、去年「まなベル」の中で公表していますけども、その中でも見ましたが、うちの町では小6と中3しか調査はしていないんですけども、共通して言えるのはやっぱり平日にテレビやDVDを見る時間ですとか、あとゲームをする時間が長い傾向が全国に比較してあります。ですからこれは裏返せば当然、平日の学習時間にもつながっていくということもありますので、ここら辺については、昨年度も「学年掛ける10分プラス10分の家庭学習の時間を持とう」というような啓発を進めていますので、ここら辺もこれからもこういうような啓発を進めながら、家庭学習の時間を増やすような取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま調査結果も踏まえた中でのご答弁をいただきました。現在、新聞報道の中ばかりの質問をしていきますけれども、今はメールやゲーム機がインターネットに簡単に接続できるというような高性能な機械もゲーム機も出ておりますけれども、それらを長時間使用することによっての学力低下が顕著に出ているというような新聞報道の中でございましたけれども、これらの指導を含めて学校ではどのような対応をとられているのか、若干わかることがございましたらお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、子どもたちがゲームとかテレビの中での学習環境の中で、それに依存しているのではないかという、それと学校がどのような指導をしているかというご質問でございましたけど、まず、先ほど課長がお答えしたように、本町におきましても、確か今年の結果については、まだ分析していないんですけど、学校独自の中学校の携帯の所持率を昨年度確か調査した中では、ちょっと確かな数字ではないんですけど、全国調査より相当うちの中学校の生徒さんは少なく、確か自分専用を持っている方は2割から3割程度だというような調査結果だと思います。ただ、今スマートフォンなりの普及が急速に進んでいるところでございますので、全国的に議員おっしゃるようにスマートフォンやLINE等を通じた中での、それに依存するという状況はうちの町の生徒にも表れていることが懸念されているところでございます。そのような中で、学校については、そういうことも、LINEも含めて、確か入学時に父兄向けに携帯会社から担当者が来て、携帯の使い方の説明会をやったりとか、直近で言えば小学校の確かPTAの役員さんだったと思いますけど、その辺の中で講習会に出かけながら学校を含めて家庭の中でのそういう正しいそういうゲームなりスマートフォンというか携帯の使い方に関心を持っていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） また、関連性が少しはあると思うんですけども、スマートフォンやゲーム機を使用している子と使用していない子の間で、やはり現在いじめ問題が前ぐらいのレベルまで発生していると、多発しているということでもありますけれども、これらの問題の解決のために、いじめの原因の元とならないような、そういう対策は立てられているのかどうか。わかる範囲でお答えをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） いじめは、いつでもどこでも起こり得るという中で学校も含めて、担任だけではなく学校全体の中で生徒一人ひとりを見守りながらアンテナを高くし、それぞれ一人ずつの状況を日々見ている状況でございます。その中で年2回いじめに関するアンケート調査がありまして、6月と確か11月でしたか、6月の結果で申し上げますと聞き取り調査した中では、内容によっては今のいじめの定義の中でいきますと、本人がいじめられたということであればいじめという定義でございますので、その中では悪口を言われたというだけで、例えば、いじめとアンケートに書く子どもさんもおられる中で、小中学校の中では数件その辺のところは上がってきておりますけど、それを担任なりが内容を聞き取りして、場合によっては、相手方にも内容を聞き取った中で、事前のいじめにつながるような対策を立てているところがございます、6月時点で申し上げますと、いじめの案件と認められたものについては、6月時点ではございませんでしたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 当町においては、この問題については、学校なりアンケートなりをとった結果の中では少ないということでありますので、やはり今後も子どもたちを見守りながら、いじめに対しては対策をとっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、学力テストの結果は別にしても、学力向上に向けた得策といえますか、何かこれから取り組んでいくものを考えているのであれば、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 学力・学習状況調査結果を分析しまして、各学校では、指導方法の工夫だとか改善を図るための学校改善プランを作成しながら、各学校に即した指導方法などを実施しているところがございます。子どもたちの学力向上については、学校だけではなく、家庭での生活習慣や学習習慣が大切だと私自身は思っているところがございます。北海道の子どもたちの全体に言えることでございますけど、学力というよりは、それ以前の学習に向かう意欲などの気持ちの問題が大きな課題とされているところです。このようなことを踏まえながら、教育委員会と学校の中でどのようなかたちでの、先ほど申し上げました家庭での生活習慣や学習習慣などを図るべく組織立てをしながら今取り組んでいるところでございますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 次に、移らせていただきます。

パークゴルフ場の管理とコース公認申請についてであります。

昨年と今年の高温で芝の状態が非常に悪くなり、利用する人たちから不満の声が出ており、特に、高温が続く夏場は、早めの散水が必要と考えますけれども、対応を伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長、すいません。

小林議員、続けて、同じ議題なものですから続けてください。

○1番（小林一甫君） 申し訳ございません。それとコース認定申請については、今までの経過説明の中で理解しておりますけれども、改めて今後の検討課題としての対応を伺い

たい。

お願いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「パークゴルフ場の管理とコース公認申請について」2点のお尋ねいただきましたのでお答えをいたします。

パークゴルフは1983年、「公園で幅広い年代の人ができるスポーツ」として、北海道幕別町で考案され、その後、全国各地でパークゴルフコースが開設されました。訓子府町のパークゴルフ場は、平成3年・4年にA・Bコース、平成5年にC・Dコース、平成11年にE・Fコースが開設し、あわせて6コース、54ホールを有しております。

パークゴルフは気軽に誰でも楽しめるスポーツであり、町内会・実践会の親睦行事、職場や団体のレクリエーションに大いに利用され、仲間とのコミュニケーションの充実や体力・健康増進に効果があり、特に高齢者の運動不足の解消に最適なスポーツであると考えているところでございます。また、本町のパークゴルフ場には、町外からもたくさんの利用者が来ており、町内外の愛好者の交流の場としても効果を上げております。

さて、1点目の「パークゴルフ場の管理に伴う散水の対応について」のお尋ねでございますが、昨年と今年は、6月から7月末にかけて高温少雨であったことから、パークゴルフ場の芝生に大きな影響があったところでございます。一般的に芝生は、高温少雨が続くと芝生が黄色くなるなど芝枯れした状態になりますが、この状態は休眠状態であり、気象条件にあわせて芝生自ら生育をとめており、その状態から散水など適切な管理をしないで放置すると下層土が乾燥し、芝生が枯死することにつながります。

本町のパークゴルフ場の散水作業は、天気の状態や芝生の状態を見ながら、休眠状態の芝を枯死させないために実施しているものであり、A・B・C・Dの4コースは、堤内地からポンプで取水し消防用のホースを延長させ、スプリンクラーを移動させながらの作業を教育委員会の担当職員と高齢者勤労センターから派遣された職員で実施しております。

なお、取水箇所からの距離が長く、ポンプ水圧が足りなくて散布できないE・Fコースの対応については、軽トラックにタンクを積み、散水作業を実施しているところでございます。

この2年間は、高温少雨で例年なく厳しい自然条件により芝生には大きな影響があったところであり、散水作業によりコース閉鎖をするなど、利用者の皆様にご迷惑をお掛けしましたが、今後も適期に適度な散水作業に努め、万全を期して芝の管理を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の「公認コース認定申請について」のお尋ねですが、公認コースとは、公益財団法人日本パークゴルフ協会が定める公認コース認定規程により、「公認コースは、設置基準に従い、公式大会を開催し得る条件を満たしているコース」となっております。

小林議員は公認コースを取り下げた経過につきましては、ご存じかと思いますが、訓子府町パークゴルフ場は平成7年から平成20年までは、公認コースとして、認定を受けておりました。平成20年度にパークゴルフ場の維持管理の見直しを行い、訓子府町パークゴルフ協会が主催して開催していた管内大会を、平成21年度以降実施しないことに決定していたことから、協会に「今後も公認コースにする必要があるかどうか」について、会員の意見集約をお願いしたところでした。

意見集約した結果としては、一部反対する意見がありましたが、会員のほとんどが今後、公認コースでなくてもいいという意見が多数であったことや、数年に一度、オホーツク支部の各協会が持ち回りで行う交流大会は、公認コースでなくても開催できることの回答があったことから、公認コースを取り下げることにした経緯があります。

しかし、取り下げるにあたり、公認コースはいつでも再取得することができるようコース設定を維持し、協会が改めて公式大会などを開催する場合は、必要に応じて、公認コースの申請をすることとしております。

本年度、協会から、公式大会を本町に誘致して進めたいので公認コースの申請をしてほしいとの要請もあり、今後は、協会の意向や取り下げた経過を考慮しながら、次年度以降の公認コースの申請を検討してまいりたいと考えております。

パークゴルフは幅広い世代が楽しむことができ、体力・健康増進、コミュニケーションが図れるものであり、町内外の皆様楽しんでいただけるよう、パークゴルフ協会と一層連携を図りながらパークゴルフ場の施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねがありました2点につきまして、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、パークゴルフ場の管理について、ご答弁をいただきました。若干、再質問をさせていただきたいと思っております。

散水の関係でありますけれども、昨年と今年、非常に高温のため芝生が枯れたような状況になったということで、やはり地元の人たちはある程度は理解しているんですけれども、町外から来た人が「何でこんな芝のコースでお金払わなければならないんだ」というような意見もたびたび聞いております。そうした状況になる前に何とか手が打てなかったのかなというような思いを持ったところでもありますけれども、ただいまのご答弁の中で芝が休眠状態であるから、条件がよくなれば元に戻ると。確かにそうでありますけれども、なるべく早く手を打てば、その部分は解消されるんじゃないかというような気がいたします。

また、いったん芝が枯れてしまいますと株と株の間に大きな段差ができたり、空間ができたりします。その空間をうずめるといいますかうずめるまでには一年ではうずまりません。やはり何年かかかるものですから、そういうことが起きないように、そういう対応はしていただきたいなというような、コースを利用している者にとってはそういう思いをするところでございます。

それにあわせてお伺いいたしますけれども、現在そういう空間の部分埋めのために目土をされておりますけれども、これは使用している方の靴とかボールが黒くなるということで秋に実施されておられますけれども、この部分につきましては、春の早い時期に実施していただいて、使用される方のそういうクラブとか靴とかボールとかに影響のないような、そういう取り組み方をさせていただきたいと思っております。その辺について、何か考えることがございましたらお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、それにあわせてコース閉鎖後に春の部分と秋の部分で2回、目土を実施していただければ、さらにコースは良くなるんじゃないかなというような考えを持っておりますけれども、その辺について、対応をお伺いいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課業務監。

○社会教育課業務監（元谷隆人君） パークゴルフ場の芝の管理のことで3点か4点の質問ございましたけれども、まず、本当に芝生、この2年間ですけれども大きな影響を与えまして、利用者の皆様には本当にご迷惑をおかけしました。

もっと早いうちに手を打てば何とかなったのではないかということなんですけれども、それはもうそのとおりでございまして、芝というのは一般的に、ちょっと専門家でないんですけど、一般的な話ですけど、25度以上ぐらいありますと大体、平米当たり4リットルの水を放出するそうです。パークゴルフ場でいきますと、例えばC・Dコースでいきますと1万6,500㎡ほどありますから、実際には66トンぐらいの水がいるんです。それを毎回、毎日補充していくという作業が必要となります。実際私たちが今、根を守るために散水作業を行っておりますけれども、1日にポンプを持ってきてホース並べてやっている作業で大体160トンぐらいだと思います。ですから、あの作業を大体2日に1回ぐらいはやっていかないと芝生をグリーンの状態にできないのが現実なんです。芝生というのは、高温になりますと、うちの芝は西洋芝でありまして暑さに非常に弱いんです。ですから、根を守るために芝生そのもの自体はこうなりますと、根から給水する能力を低下させて根を守る作業を行っていきますから、どうしてもそういうふうになっていくというところがございます。うちの作業につきましては、6人ほどの作業で行っていますし、2日に1回ぐらいやっていくことについて、今の体制では非常に厳しいというところがございますので、ご理解を願いたいと思います。

枯れてしまった芝についてというか、枯れてしまうと溝ができて、それでそこに段差ができてという話で第2点目の質問がありましたけれども、確かに今年は悪い芝の影響になっておりますが、去年の芝の影響も今年になっておりまして、確かにその状態がまだ完全に直っていない状態ではあるかと思えます。先ほど小林議員がおっしゃっていましたが、目土をすればその点は解消していくんですけど、目土というのは、芝生の根を広げていくのと発芽を強めるということで、そういった作用がございまして、それをやっていくんですけども、それと穴埋めができるというところがございますから、そういうのをやっていけばいいんですけども、今年その予算については、1万8千㎡ほどの予算を見ています。当初、春にそれをやろうかなということで、去年の役員さんと相談した経過がございます。目土をしますと、どうしても芝生の上に土を入れますから、ボールが汚れたり、それから靴が汚れたりということがございまして、去年の秋に協会さんと話したときには、春ではなくてやっぱり秋のほうがいいんじゃないかということでありましたから、春には実施しないで今まだやらないでいる状態でございます。今年コースが閉鎖した後に1万8千㎡ほどの目土をして、予算を持っておりますからやりたいと思っておりますけれども、本来ならA・Bコースをやろうかというふうに、5年に1回やっていますからA・Bコースやろうかと思っておりますけれども、今回、状態の悪いC・Dコースのほうを先にやるべきかな、なんてふうに今考えているところでございます。

最後に、春と秋と2回まいたらいいんじゃないかという話でございましたけれども、本当に芝生の生育がそういうふうに見える場合には、もう水をちゃんとしてまけないで、そういうふうになっちゃった場合については、議員おっしゃるとおりそのとおりでございまして、これについては、本当にこういった天気の状態を見て翌年の目土については、ま

た、いろいろなところと相談させていただきまして、適正な芝を保つようなことに努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 散水の部分と目土の部分でご答弁をいただきました。特に今年の場合は、昨年の影響がありまして、かなりグリーン周りも荒れておりました。そういう部分を解消するためには、やはり早めの散水と、やはり今まで行ってきた目土の部分と両方あわせて実施していただければ、かなりの部分で解消していくのかなというような考えを持っております。

今年になって役員体制も変わりました、前段で言われた前役員さんに聞いて対応したということでもありますけれども、新しい役員体制は、新しい役員体制の中で判断をしながら問題の解決のために努力をしているということも理解をしていただきたいと思います。

今後とも、水利権の問題もありまして、あまり強くは言えませんが、なるべく早めの対応をぜひお願いをいたしたいと思います。

次に、コースの公認の申請につきましては、私も前会長なり前々会長なりのお話を聞き、また、係の人からもいろいろとお話を聞いておまして、経過等につきましては、十分理解をしております。しかしながら、やはり公認コースを取っているコースと取っていないコースの違いというのは、やはり他のところで公認コースを取っているところとの比較については、やはり大きな大会を見ても、ちょっと物足りないというような部分もございます。それと平成28年度には、開基120年の記念すべき年にぶつかっておりますし、協会としても、この記念すべき年に大きな大会を考えていきたいというようなことありまして、そのために公認コースも必要なのかなというような考えをしております。前会長なり前々会長なりが、この公認コースの申請につきましては、必要ないということでありましたけれども、今の役員体制の中で、今までは今までだし、これからの部分をやはり考えていくのであれば公認コースも必要なのかなというような判断をしております。そうした中で北見ブロックの大会も29年度の予定だったんですけれども1年繰り上げて、記念大会にしようということで、28年度にブロックの総会の中で決定をさせていただきました。そういう部分もございます。公認コースの認定につきましては、1年ぐらいかかるということでもありますし、今から申請して、ようやく来年度には、公認になるのかなというようなことも考えております。また、経費もかかりますし、来年度の予算編成の時期にもなっておりますので、ぜひ今から公認コース認定に向けた前向きな取り組みをぜひお願いをいたしたいと思います。これに対して、再度、重なってくると思いますけれども、ぜひ答弁をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 公認コースの関係について、ご質問いただきました。ご答弁申し上げた公認コースを取り下げた経過についてはそういう経過でございます。

管内的なパークゴルフ場の中で、有料の公認コースで19市町村のうち、公認コースを有しているのは、今のところ現在ですが10市町村ということで、半分程度が公認コースを受けながら運営しているというところです。

今、小林議員おっしゃっているようにパークゴルフについても、なかなか利用者が低迷

しているという中で協会のほうでいろんな方策をしながら、そういう大会も含めて、我が町のコースについてのPRを含めたこともやっていただいていることに感謝申し上げたいと思います。

また、その辺のどこを含めまして、うちの開基120周年という節目のこともありますので、公認コース申請については、協会ともよく協議しながら前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） わかりました。公認コース、お金を取っている中で17町村ということでございます。毎年公認料と申しますかとられますので、あまり強くは言えないところでもありますけれども、継続して公認コースの申請をすれば、1年に1万円か2万円ぐらいの経費で済むんですけれども、いったん公認取り下げて再公認をすると10万円以上のお金がかかるというようなことでありますので、何かの機会がなければ公認コースは無理のかなというような気がいたしますけれども、28年度の開基120年の記念大会に向けては公認コースとしての訓子府町のパークゴルフ場でぜひ大会をやりたい。そういうような考えを持っております。今年新たにできました紋別のパークゴルフ場ですけれども、これは指定管理者制度であって、また公認コースをとっております、ちょっとうらやましく思ったんですけれども、こういうコースも管内には新たにできたということを知っていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わりますけれども、最後に、この紋別の指定管理者制度でパークゴルフ場を運営しているということに対しての何か思いがございましたら、最後にお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 施設運営の中では、さまざまな、今、議員がおっしゃるように民間のノウハウを受けながら、そういう指定管理者制度を設けながらやっていることは、各市町村の中でやっているところでございます。その辺も含めまして、私たち教育委員会の中でのパークゴルフ場に限らず、施設運営のあり方について、今後その辺のことをご意見を参考にしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 1番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで午前10時30分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、3番、西山由美子君の発言を許します。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。

10年後を見据えた高齢者福祉施策と実態調査の有効活用についてです。

私たちの町の高齢者の現状は65歳以上が平成26年3月末で1,828人、高齢化率34.1%です。さて、10年後の平成37年の推計では、人口が約1千人減少していて、高齢化率は43.1%、75歳以上は26.6%という数字が出されています。一体どんな町になっているのでしょうか。今から急ピッチで10年後を見据えた細やかな施策が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

また、今年も第6期介護保険事業計画作成を目的とした高齢者ニーズ調査が実施され、結果が報告されました。これは個人情報も入った貴重な調査です。これからの施策に有効に活用されるために、どのように工夫されていくのか、町長の考えを伺います。

1点目、これから10年間で最も優先的に解決していくべき高齢者福祉施策の課題は何でしょうか。

2つ目、既に都市部では、自治会が崩壊している地域があります。これから先10年を見据えた各自治会の役割と福祉施策へのつながりをどのように考えていますか。

3つ目、これまでの高齢者ニーズ調査の分析結果をどのように活用していきますか。

以上の3点を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「10年後を見据えた高齢者福祉施策と実態調査の有効活用」について、3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目に「これから10年間で最も優先的に解決していくべき高齢者福祉施策の課題」について、お尋ねでございました。

「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年は「2025年問題」と言われるように高齢者を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化し、世界のどの国も経験したことの無い超高齢社会を迎えようとしております。消費税率の引き上げを含め、現在、政府が取り組んでいる「社会保障と税の一体改革」も、将来の超高齢社会を念頭に置いたものであることは周知のとおりでございます。

後期高齢者の増加率は特に都市部ほど顕著と言われておりますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けての取り組みが始まっております。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の生活を地域で支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となっており、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかではありますが人口が減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じておりますが、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが求められております。

私は、これらのことから、今後の10年間で最も優先的に解決していくべき課題は「地域力の増強」と考えており、地域のボランティアや各自治会、老人クラブ、NPO法人、各種サークル等と、本町には既にさまざまな「地域の力」の源が存在していることから、これらの力をさらに育てていくこと、さらに、JAきたみらいや経済団体、私ども行

政が連携した住宅政策や総合的な地域包括ケアシステムの具体化を実現することが、重要であると考えております。

2点目に「10年先を見据えた各自治会の役割と福祉施策へのつながり」についてのお尋ねでございます。

町内会・実践会などの自治会は、「住民同士の心が通うまちにしたい」、「安全に暮らせるまちにしたい」、「きれいなまちにしたい」など、さまざまな住民の思いの実現に向けて、住民自らが結成し自主的な運営を行う団体であり、地域コミュニティーの中心的な担い手と考えております。

急速に増える高齢者の生活を支える基盤は、医療・介護・福祉などの専門職と、町、社会福祉協議会が連携してサポートする体制はもとより、自治会組織においては、地域住民主体による高齢者の見守り支援体制、さらに、地域の課題を自ら解決するマネジメント体制の一翼として期待されており、また、住民ニーズを把握する上でも重要な構成員であり、生活実態を把握できる身近な支援者として今後もご協力をお願いするものであります。

1点目で申し上げましたとおり「地域包括ケアシステム」の構築の実現につきましては、住まい・医療・介護・予防・生活支援の連携した提供体制を構築することが求められており、10年先を見据えた重要施策に位置づけられているものであります。

本町においても、次期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の中で、地域支援事業の構築とあわせて、その具体化に向けて準備を進めているところであります。

3点目の「これまでの高齢者ニーズ調査の分析結果の活用」についてのお尋ねですが、高齢者ニーズ調査の目的は、日常生活圏域における高齢者の地域生活の課題を探り、それらの課題を踏まえた介護保険事業計画の作成のほか、虚弱な高齢者を早期に発見し、生活機能低下を防ぐための支援につなげるなど、健康づくりや介護予防の取り組みへの支援を図ることとしております。

今回の調査につきましては、国の定める設問のほかに町独自の設問を追加して実施しており、1点目で申し上げましたとおり、最も優先的に解決していくべき課題でありますボランティア活動の充足化や、利用される高齢者がどう考えているか、高齢者自身が社会とのつながりをどのように考えているのかという視点から、趣味活動や老人クラブなどの集まりにどのぐらいの頻度で参加しているかなどを調査しております。

ボランティアにかかる調査結果につきましては、ボランティアを利用したいと答えた高齢者は12.8%、ボランティア活動をしたいと答えた高齢者に関しては18.4%となっており、活動に意欲を持っている方が、できるだけ行動につなげるように、社会福祉協議会とも連携しながら取り組むなど、今後の課題であります「地域力」がさらに強化されるように、高齢者ニーズ調査結果を今後の福祉施策に生かしてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねがありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、回答をいただきましたので項目に従いまして再質問をしていきたいと思っております。

1点目の10年間の中で最も優先的に解決していく課題との中でお答えいただきました

が「地域力」、「地域力」が大切だと。その地域の力を育てていくことが大事なんだというふうにおっしゃいました。今年いっぱい、2000年に介護保険制度ができましたから、もう今15年になって3年ごとに計画を見直して、今5期目の介護保険の計画も終わろうとしています。計画書を何回も昔からのを何回も見ている、やはり介護保険の中のサービスもそうですが、やっぱりそこを補充するのが地域のいろんな役割だということがわかるんですが、具体的にですね、私たちのこの5千人あまりの町の中で、「地域力」をこの15年の中で高齢者の施策として、しっかりと打ち出している、そういう具体的な例がもしありましたら、今までの経過も踏まえまして、これからそれがどういうかたちで伸びていくのかという、そういう実態を教えてくださいなと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、議員のほうから平成12年に介護保険法ができて、それからいろいろ「地域力」がよくうたわれているということでわかるんですけど、具体的な例はどうかということでございます。

それで今回、第5期、今、介護保険計画の中では、第3期ですか、平成18年から介護保険法が改正されまして、地域包括支援センターが立ち上がりました。そして、その「地域力」を増強といいますか、地域の力を借りてさらに介護を支えようというような思想でありまして、3期、4期きましたけども、今回5期目ですね、5期目はさらに地域包括支援の考え方を強めて、6期はさらにまだ進めようということでございますけども、その3期の地域包括支援センターができてから地域支援事業という事業がありまして、これは市町村事業でありまして、地域で介護予防をするようにということでございまして、その中で介護予防事業ということで、うちでいいますと「はっちゃん塾」という事業が始まりまして、その中で、職員、保健師だけではなくて、一般の方のお手伝いをいただきながら、その介護予防をしていただいているところでございますけども、その介護予防サポーターの養成講座をしておりまして、現在、これは20年から隔年でこうやっておりますけども、間にスキルアップ事業もいろいろやっているところで、現在44名の登録をいただいております。そのうち9名が中断されていますけども、実質35名活動しております。昨年につきましては、そのうち19名の活動の中で、いろんな事業に参加しております。主にうちでやっています「はっちゃん事業」を中心にやっていただきましたけども、介護予防サポーターさんの力を借りまして、いろんな例えば、町内会の各種サークルですとか、今、各自治会で行われていますふれあい交流会なんかの介護予防にも参加していただいて、皆さんの先導役といいますか、そういうことでいろいろやっていただいておりますので、この事業におきましては、こういうボランティアさんの力が現在出てきているということでございます。これは、さらに広がっていけばいいというふうに感じております。そんなことで、伸びていっている部分という特質すべきことはこういうことかなと考えております。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 私も日ノ出地区ふれあいセンターで偶然、はっちゃん塾のやっているとき、そば打ちをしていたのかな、えっ、この人がはっちゃん塾に入っているのかと思ったら、その方たちはサポーターの方で、それでやっとな納得いったんですが、そうい

う状況、保健師もいて、すごく参加されている方たちも楽しそうでいいなとは思ったんです。ただ、今参加されている人の人数というのもお知らせいただきましたけども、それはそれで数字の中でこういう何名の人がいますよという、それはいいんですが、これからも当然継続していく中で新しい人たちがそこに入っていきというかたちで進んでいけばいいんですが、それだけではやはり、これからもっともっと増えていこう高齢者、そして、さまざまな生活実態を抱えている人たちの、何て言うんでしょう、計画の中では人数として上がっているけれども、そこに上がってこない人たち。上がっている人たちとか、いろんなほかの社会教育の場面でも参加されている方、それから、この間、認知症の養成講座もはじめて講演会に参加したときも、やはり顔ぶれがもうわかってる、いろんなところに顔を出している方たちがやっぱり積極的にいろんなところに顔を出してるということを感じたので、まず、サポーターをする、要するに高齢にはなっているけれども、まだまだ元気があって人の役に立ちたいと思っている人たち、もう本当に訓子府にたくさんいらっしゃって、その人たちがいろんな養成講座でいろんな知識を得て、さてそれをどういうところ、どういう場で生かそうかといったときに、今、訓子府においてどういう事業があるのか。今、課長がおっしゃったこれだけなのか。地域支援事業というのが、もっといろんな人が参加できるような広がりやをどういうふうにしていくのか。その辺のこれからの第6期にかかった場合に、昨日の工藤議員の質問にありましたように、改正されていきますから、今度、地域支援事業がものすごく重要になっていくわけですね各市町村で、訓子府として、そこをどういうふうに広げていくのか。

あと心配な点は、限られた保健師さんの数の中で、保健師さんたちの役割がどういうふうにとどこまで担えるのか、その辺がとても心配なんです。事務的な仕事もものすごく多くなっていますから、でも本当は保健師さんというのは、高齢者の人たちとやはり対面してお話していただいて相談に乗っていただけるのが住民にとってもとても心強い存在だと思うので、その辺のことをちょっと今後について、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、今後ボランティアさんとどういうふうに広げて、協力していただくのかということと保健師の役割は大変になってくるんだけどどう考えているかということでございますけども、今、社会福祉協議会では、ボランティアセンターをやっています、その中で無償のボランティアセンター事業と有償の福祉バンク事業というのをやっています、その中でもいろいろボランティアの関係やられています。登録してもらって利用したい人と利用されたい方の中でつなぎの役をやっていただいておりますので、ボランティアセンター事業自体は平成21年7月からということで、まだ浅い部分がありますけども、その辺をさらに積極的にやっていただいて、そこのやっていただける部分と町でやっています介護予防事業と連携してつなげていければというふうを考えております。

さらに、保健師の役割につきましても、実際、はっちゃん塾、これ毎年こうやっていますけども、はっちゃん塾というのは大体14回ぐらいやるんですね、20人程度の方が1年間で。はっちゃん塾を卒業され終わると、その終わった後もフォロー、はっちゃん塾卒業生の集いというのを月に1回やっていますけども、どんどん人が増えていっている部分がありますので、昨年、24年度からですね、うららでやっていたんですが、人数がちょ

っと多いということで、日ノ出ふれあいセンターと分けて2回でやっているという状況でございます。まさにまたどんどん増えてきていますので、保健師の仕事、日常、事務的な仕事もかなり多くなって、送り迎えも保健師がやって、社会福祉協議会のお手伝いもいただいていますけども、大変負担も多くなってきているのも実情でございますので、その辺も介護予防サポーターさんもそうですけども、そういうことを指導してくれる方を誰かいればですね、そういうかたちの中で進めていきたいなというふうには、今考えているところでございますけども、ちょっと今後まだいろんなことを協議しながら検討していきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 8月に私たち議会で池田町の社会福祉協議会の活動について、勉強してまいりました。そこでは、元保健所だったところを町で改装して、そこに社会福祉協議会の事務所を構えて、そして残ったスペースは、ボランティアさん、ボランティアといっても、ポイントで1ポイント100円かな、そういうふうにして1年間で換金できるというシステムをつくって、そして、そこに生活支援員だったかな、ちょっと呼び方があれですけど、そこでコーヒー入れたり、軽食を作ったりする人たちは、時給850円ぐらいでしたか、ちょっと高めの時給で雇われているんですね。そういうふうにして、社会福祉協議会で、そこは一応そのボランティアさんに登録していただいた人が優先になるんですけども、そこで卓台がありまして、そのテーブルが真四角なんですけど、それはマージャンもできるようにして、今マージャンクラブがすごく活発になっているとか、それから、うちの私たち議員の中でもみんな盛り上がったんですが、木でつくった頭を使うおもちゃというのかゲームみたいなのをたくさん揃えていたり、それから、コーヒーショップみたいな感じで気軽に誰でも来られるように、ああこういうところが訓子府にあったら本当にいいなって、そして、職員がいらっしゃる間は、そういうふうに出入りしてますよね。この施設を借りたい場合、例えば、夜間、何かみんなで何かをしたくて場所を借りたい場合は、登録してあれば町民を信じて鍵を渡すんですよって、その職員の方がおっしゃったんですけど、そして、渡して終わったらちゃんと鍵を持ってきてもらうというふうに、まだ始まってそんなにたっていないんですがとても連携がよくて、社会福祉協議会の役割というのを改めて考えさせられたんですね。それで社会福祉協議会の活動のあり方というのは本当にその市町村によってさまざまということがわかっているんですけども、どうしてそれが町によって変えることができないのか、いつも疑問に思っていたんですが、私たちも社協について、ここでどうこう意見を言えるかと言ったらそこら辺も難しいところなので、やはり福祉の職員の方たちと社協の方たちとのやっぱり緻密な連携が必要なのかなと。せっかくサポーター養成で勉強してやる気のある方たち、どのぐらいいらっしゃるかわかんないですが、その方たちがやっぱり役に立つ、活動できる場というのをやっぱりもう少し明確にさせていただいたほうが、これからこの10年は、それがすごく大きな鍵になるんじゃないかなと思っていますんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） なぜ私が地域の力ということを優先的にとらえなきゃならないかというのは、二つの側面がやはりあると思うんです。

昨日、工藤議員の質問に対してもお答えをさせていただいたように、国の介護保険計画

というのは、非常にやっぱり厳しいものを持ってます、町民にとって。国としての責任が一体どこまであるのかということをやりたいくなるような状況も含めて、この介護保険制度が2000年に始まってからどんどん後退していくという状態というのは、紛れもない状況としてあるのではないのか。

しかし、昨日も答弁させていただいたように、かと言って私たちの福祉のレベルをこの町が後退させるわけにはいかない。この中で実際の現実と、そしてこれから起こるであろういろんなことを想定した中で、今やもう「地域力」というのは期待せざるを得ないんだよということでもあります。もっと組織的にもっと継続的な「地域力」というのは必要なんではないのか。

議員のほうの3点目の質問にも出てまいりますけども、高齢者のニーズ調査、介護保険実態調査をこれは3年に一度やっているわけですけども、今回もミニ版もありましたけれどもこういう調査を、私はこれを読んで、例えば、ボランティアの関係で昨日も福祉に行ってお話をさせてもらったんですけども、かなり気になる場所があると。一つは、ボランティアをやりたい人、これが18.何%というふうになっているし、それから、ボランティアを受け入れたい人も12.何%だと。だからここでは、そのやりたいという人たちの場を積極的に活用するという事なんでしょうけども、もう一つ私が気になっているのは、やりたくないし、受け入れたくないという人が56%いるというこの状況が現実だとすれば、私は改めて福祉に対する、ボランティアに対する認識を町民の皆様をどうにかたちで参画させていくのかということ、大事な課題だと、これからの10年間の中で。ここが今ボランティア活動をやっている方たちだけではなくて、より広く地域の自治会や町内会・実践会なんかも含めたそういう仕組みをつくっていかなくちゃならないことが、すごく大事なんじゃないのかなというふうに私は思って、非常にこの調査を見て勉強になりました。

そして、昨日も答弁させていただきましたけど、もっと興味があったのは、この末尾に書かれた一人ひとりの高齢者の意見であります。これ何を言っているのかという、非常に訓子府を愛してくれている方が多い。そして、この町で死にたいと言っている人が多い。その中で今訓子府にとって何が必要なのか。安心して病院に行ける仕組みがほしい。そして、住み続けたい。そして、気軽に買い物に行けるようなスーパーみたいなのがほしいんだというようなことが大筋として書いているのではないのか。これがやっぱり今の高齢者の方々の願いとすれば、それを実現のために行政が何を成し得るべきなのかということと、地域の皆さん自身が地域の力でそれを発展させて組織的に活動する体制というのは、どうやってつくっていくのかというのはすごく大事な事なんではないのかなというふうに思っています。

それで一つは、介護保険制度が第5期を期して、うちの町でも包括支援センター、その前からもやっているわけですけども、はっちやき塾もその一例であります。しかし、全体からしてみればまだ限られた人数ですし、しかし、地域の町内会を拠点にして、若富やあるいは東幸町等々に出かけて行って保健師たちが懸命な努力の中でボランティアを育成して今日に至っている。これをもっと一つは広めていかなくちゃならないだろうと。

それから、やっぱり地域の拠点づくりをどうしていくのかというのは、これはもう大事な事なことだと。それはいつも保健師たちにも話しているわけですけども、サテライトをどう

つくっていくのか。それは日出、あるいは北訓、南訓、末広、西幸町等々を含めた拠点に週一でもいいから地域の高齢の方たちが集まって、そこで昔でいう血压測定はもちろんですけどもゲームをしたり、あるいは学習をしたり、いろんな活動が展開できるような仕組み、願わくば作業療法士等々が月一でもいいから来ていただいて、そこでリハビリテーションのそういったこともできるような仕組みをつくらなきゃならないだろうと私は思っています。

そのために行政だけではできませんので、もう一つ、例えばやっと言ったら怒られますけども農協も重たい腰を上げてきたようであります。先般も私どもの包括支援センターに来て、どんな福祉活動をやっているのか、農協が参入できることは何かということ聞き取りが始まったようですし、女性部でもそういう意見が出てきたようですから、これらについても、やっぱりきたみらいとして組織的に、行政に足りない部分を支援していく住宅政策やあるいはフォローアップできるようなそういうことを今、点であったりしたものを線とか面のかたちでどういうかたちでつくるかというのは、この10年間の早い時期の近々の私は課題だと思っていますし、行政もその実現のために努力していかなきゃならない。

昨日も少しハッパをかけましたけども、第6期の介護保険計画がどんな原案を行政として出し得るのか。それを策定委員会で揉んで揉んで、これから3年間の第6期の介護保険を現実のものにしていくという役割が、我々行政にも今あるんじゃないかなというふうに考えているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 先日の敬老祭で町長が高齢者は光輝く高齢者だと。そして「きょういく」と「きょうよう」が必要だと。今日行く場所と今日やること、用事があるということが大事だとおっしゃいましたが、確かに今、高齢者と言いましても、生まれた世代が変わってきていますから、先ほど、ボランティアの世話にはなりたくないとか、そういう意識のある方たちは、やはり抵抗があるんだと思うんですね。だから敬老祭も招待されてもまだ早いよと。そんなところに行きたくないよって、それは本心かどうかわかりませんが、そういう抵抗がある。ついこないだまで現役だった方たちにとっては、元気な方はそういうことをおっしゃる方もいますし、さまざまな状態の中で、やはりそういう場面をすごく喜んで受け入れている方もいらっしゃるわけですから、行く場所、町長のおっしゃった、行く場所を私考えたんですが、それ自分で見つけれということなのかなとすごく思ったんですが、やはり町としても介護保険を使った、デイサービスに行ったりとか、訪問ヘルパーを頼んだりとか、そういうことで活用していく方たちも当然いらっしゃいますが、そうじゃない、まだ認定を受けるまでもなくて、でも家族もいない、歴史を振り返ってきますとどんどん単身の世帯が増えていっていますから、家族もいない、話す人もいないという、行く場所もないという、その人たちに焦点を当ててって、やはり町として、気楽に立ち寄れる場所をぜひ、もう何回もいろんな言葉変えて、かたちを変えて、方向を変えて何回もお願いしているんですけど、まだまだなかなかできない。役場に来いと町長は何回もおっしゃいましたが、町民からすると役場は皆さんがお仕事している場所です。堅苦しくて、とてもそんな中で遊びに来たよなんて言えません。だから役場庁舎というのは、やはりそういう職場であるということで、皆さんも当然そこにたくさん

高齢者の方が何気に来られても困るでしょうし、やはりそういう場所を行政が主体的に福祉の面でつくっていくことが大事なのかなど。そこにやっぱり社会福祉協議会の役割を充てていくこと。それからサポーターの人たちの役割を充てていくことが一番自然なかたちかなって、だから介護予防にみんなを呼んで一生懸命保健師さんたちが時間をかけて手間暇かけてやることも大事ですけども、日頃からのそういう何げない町民のコミュニティーを推進することで、逆に結果的に介護予防につながっていくという、それはもうどこの町でもわかっていることなんです。職員の方が一番わかっていると思うんです。だから、池田町の職員さんも言っていましたけど、行政がやるとどうしても堅苦しくなるんですよ。やはりそのトップの方が介護施設で働いていたケアマネージャーをやっている方で彼の考え方がちょっと違う。それにやっぱり職員の人たちが5人体制でやっていますが、職員の方たちがやはり同意して納得して仕事をしていらっしゃるってすごく温かいものを感じました。ぜひ訓子府にそういう箇所というのか、空間がほしいなど改めて思います。それでもうこの問題はたくさんあるので、あれこれ欲張ってもあれですけど、最後のニーズ調査の分析結果なのですが、これは確かに介護保険の計画を立てるために行っていますが、ちょっとここで聞きしたいのは、ニーズ調査というのは、まずどういう方法で高齢者の方を選出しているのか、どういう方法で選んで、どういう方法で郵送してるかどうか、回収をどういうふうにしているか、多分、80歳過ぎた方で体も調子のよくない方で目が悪い、私も大分目きてますけれど、目が悪い、判断力鈍いとかなると、たくさん質問に答えること自体大変だと思うんですよ。やはりこの結果を見ても年齢とか男女、それでも無回答の人もいますよね。だからその辺、そういう人たちにはどういうふうにして回収、回収率を高めるのはすごく大事なんですけど、そこら辺を少し聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、ニーズ調査のやり方といいますか、どのような出し方と回収方法かというお尋ねでございますけども、ニーズ調査ですね、今回の目的につきましては、介護保険事業計画の作成もそうなんですけども、それ以外にも、町長の答弁でもお答えしていますように、本人の体調がどういう状態かということを機械的に判定して、その状況をアドバイス票ということで本人に返しているんです。基本的には郵送で返しますけども、その内容が悪い方につきましては、直接、保健師が自宅に伺って、介護予防サービスとか、いろんなサービスにつなげるようにしているということで、双方向のアンケートなんです。そういう意味で、これについては今回、65歳以上の町民の2分の1、計画の関係があるものですから、町民の2分の1を無作為に選びまして、今回787人ですけども、町民のうち介護認定者は抜いて、介護認定者につきましては、ケアマネージャーがついて、その方を把握していますので、それを抜いた方の2分の1の787人を無作為に選びまして郵送で送っております。回収につきましては、持って来てもらったりするんですけども、持ってこれない方については、民生委員児童委員さんにもお願いして声かけをしていただいたり、直接電話ですね、記名式なものですから、直線電話して来てないんですけどもということで問い合わせをしたりして回収に努めております。689人の方からいただいておりまして、回収率は87.5%ということになっております。基本的に回答が返ってこない方というのは一番どうなっているか心配なので、その返ってこな

い方につきましても、今後、保健師が直接伺って状況を把握するというようにしております。それで今年は2分の1ですけども、さらに来年度、再来年度、3カ年、残りの2分の1のさらに4分の1を27年と28年度ということで、3年で全員の方がこのニーズ調査を受けていただくということでございます。

あと設問が多いということでございます。確かに設問が多いということでございます。これ国のほうの指定の設問の設定がありまして、国のほうで96問の項目を設定しております。ちょっと多過ぎるということでうちの方でも少し減らしまして、国の設問については75問でやっております、さらに今回、町の独自ということで、今後の大切な部分ということで、ボランティア活動についての設問を設けているところでございます。今後につきましても設問につきましても、多くて大変な部分もありますので、もう少し工夫してできるだけ回答しやすく、わかりやすくしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） よくわかりました。どんな事業でもそうですけども、そういう調査でも何でも回答をくださる方は割と心配ないんですね。やはり回答のない方、あるいは回答の中でも、なかなかうまくそれに答えられない方、そういうところを集中的にケアしていくとかサポートしていくのが大切かなと思います。

私もいろんな方たちに会った時に保健師さんが来てくれたんだよと言ったときに、必ず名前を聞くようにしてるんですね。どなたが来てるんですかって、そしたら割と皆さん名前を覚えているんですね。小さい町の良さなんだなと思うんですけど、誰々さんが来てくれるんだよって、やっぱりそこら辺が、日頃保健師さんがどういうふうに高齢者の方たちと関わっているかということですから、やはり今度改正された中で保健師さんのそういう事務的な役割がどれぐらい、もうとにかく法律が変わって一番大変なのは皆さん職員の方ですから、そこをどういうふうに周りでカバーできるのか、やはりできるだけ地域の中で保健師さんがやっぱり接することができるということが基本ですので、その辺も含めまして、今後の私たちの町の今後10年というふうに書きましたけれども、もう一度改めて町長のほうから短めにお答えいただくと、お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 短めをお願いします。

町長。

○町長（菊池一春君） まず、一つだけ誤解を解いておきたいと思うんですが、私が高齢者の方に役場に来てくださいと、困ったときには役場に来てくださいと、遊びに来いと言っているわけじゃないです。日頃の生活の中でいろんなことで困ったときは何よりも役場のところに来て相談してくださいと。そうすれば必ず解決策があります。もしあれだったら町長のところに来てもらっても構いません。状況によっては保健師を派遣したり、いろんなことが制度の相談に乗ることができるからという意味で、役場に来てくださいということでございますので、ここだけはちょっと間違わないでいただきたいと思います。いつでも来ていただきたいというふうに思っているところが1点です。

それから、行く場所、居場所がないという点でいくと小林議員の質問の中にもありましたけど、パークゴルフ協会もおそらく会員減ってきているんじゃないかと思えます。ゲートボール協会、老人クラブ、これらのところは本当に減ってきているんです。それは減っ

てきていることが悪いというだけではなくて、我々の世代、団塊の世代も含めて、社会参画の仕方が変わってきている一面もあるので、そういう中で、俺はそういうところには入らないけど自分で写真をやったり、あるいは旅行をしたり、そういうのが一つの生きがいだという人もいますから、そういう人たちが社会的なボランティアやいろいろなところに参加できるような意識とあるいは状況をつくっていかなくちゃならないんじゃないのかなというふうに私は考えてこういう話をしているわけですけども、ここはご理解いただきたい。

それから、立ち寄れる場所、これは余湖議員の質問の商店街の話もございました。それからもっと言うと、例えば日出町内会でいくと、かつての保育所をそこが年寄りたちが自分たちで運営して立ち寄れる場所をやってもらえないかということで、一度お断りしてます。もう一つ、中央長寿会の建て替えの話が町内会から出てきています。これは図書館の建設等も含めて、どういうバランスの中でやらなくちゃならないのかということなんでしょうけども、少なからず、日出の集りの部分、それから町の老人クラブの集まる部分については、もし私がこれから町政を担うとすれば、早急の課題として検討していかなくちゃならないことではないかなと思っています。

ただ、前回の議会でも工藤議員から身体障がいを持った、あるいは三障がい、統合障がいを持った人たちのグループホームの建設を決断すべきだと。そして、作業所的な労働の提供も含めた施設を町としてやるべきでないか、るる考えていきますと、財政状況が厳しい中で、行政が成し得ることというのは一体何が必要なのか、ということ再度この介護保険計画の中では、つめていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。懸案はもう山積みです。できるだけ期待に応えるように私たちはやっていかなくちゃならないと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 10年後、町長は後期高齢者です。私は若干前期ですけども、今は現役ですから多分、高齢者の方というふうに見ていらっしゃるのかもしれませんが、ご自分がどうなったらどうなのかなということをご検討いただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

これから先の町の振興策について、道内の各市町村でも人口減少や高齢化に伴う町の産業衰退など、暗い話題が多い中、私たちの町では、若い人たちのアイデアや小さな活動が芽生えてきて、これから先の町の振興策に希望を見出せるうれしい現象です。

そんな中、私たちの町に外部からスーパーが入るのではといううわさが町民の中に流れています。私たちの町がこれから先どう変わろうとしているのか、町民の関心も高まっています。その真相と振興策について、町民に対して町長が現時点で知り得る範囲の情報で結構ですので、伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「これから先の振興策」についてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

私は、町長に就任以来「訓子府の元気」をつくるために、多くの課題解決に積極的に取り組んでまいりました。

そういった意味からは、議員が言われる若い人たちのアイデアや活動は小さいながらも

動き始めておりますし、今後は大きく育つように支援してまいりたいと考えているところでございます。

さて、お尋ねのありました外部からのスーパー進出の真相と振興策についてであります。出店先は、旭町の農地が予定されておりました。進出事業者は「北雄ラッキー株式会社」で道内全域に店舗を展開している企業であります。本町では、食料品、衣料品を中心として、ホームセンターを併設する計画と聞いております。

現在、法令等に基づく所要の手續が進められ、今後、店舗周辺住民への説明会を開催し、平成27年7月の開店を予定しているようでございます。

答弁書にはございませんけども、昨日、会社関係の人がきまして、雇用でパートを含めて50人の雇用を町で何とかならないかという相談も担当課に持ちかけてきておりますから、この話は現実のものとして、もう既に動かない事実として、私は進んでいくのではないかというふうに推測しているところでございます。

一方、商業経営者の高齢化や後継者難など多くの課題を抱えている本町商店街であります。商業環境の変化に柔軟に対応して、小売商業が展開できるよう商工会、商店街協同組合と今後も連携した施策を積極的に支援してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） その前に、行政報告の中でも町長がおっしゃいましたが、日出町内会、日出実践会、大谷実践会の皆様へということで、指定ごみ袋の販売を開始していただきました。9月1日から。そして、丁寧に3地区の皆さんにその周知をしていただきましたことをこの場を借りましてお礼を申し上げます。

ただいま、町長から説明がありましたけれども、その前に商工会の中でも商工会通信の中で各商店の方たちに周知されていたそうです。そして、会議も行われたということでお話を伺っております。先ほどニーズ調査の中でも私も個人個人の意見をずっとくまなく読んでまいりましたが、やはり訓子府が大好きだと。その中で、もし叶うとすれば町に小さなスーパーでもあればいいな、要するに買い物が大変だということで、そういう声が結構ありました。今、自由社会です。競争社会ですから本当は商店の方たちのことを思うとこれは大変なことだなんて。もううわさをしている中でいろんな声を聞かれました。でも本当に競争ですから、これに負けてはいけません。そこで、この商工会の通信の中にも商圏人口も1万人から2万人程度を想定しているということですから、これはある意味、大きなチャンスでもあります。それだけの買い物客が訓子府に来てくれれば、商工会というか商店が一丸となってそれぞれの特徴を生かしたやり方を負けないでやっていくしかないと思うので、ただ場所的に旭町ということですので、あそこはスクールゾーンでもあります。これからこども園も新築されますし、その辺の環境整備とか交通面では町のほうとして、何か店のほうに申し入れということは可能なかどうか。

それからもう1点は、住民に対する周知というのはどこが行うのか。その辺の2つについて、お伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田彰君） 今、大型店の出店の関係で、スクールゾーンというか生活環境の整備の問題で、事業者に対する申し入れ等の部分のご質問をいただきました。

まず、1点ですけども「大店立地法」という法律ございまして、売り場の面積が1千㎡以上の場合について、一定程度の規制がかかるということなんですけども、規制の内容については、生活環境の保持への配慮を求めるという部分でございまして、そういう意味では、議員おっしゃる交通状況の問題とか騒音の問題、廃棄物、ごみの関係の問題等々については、申し入れというか意見を出すことができるということのをうたわれた法律でございまして。それで具体的には、まだ届出等については出されていないような状況ですので、あくまで北海道に届けて、北海道が主体となって各地元の自治体への意見照会等々がなされるということでございます。法律上でいきますと地元説明会については、ちょっと答弁では周辺の住民ということだったんですけども、法律上でいきますとその設置市町村、自治体の住民に向けての説明会ということで、あくまで主体的なのは事業主、進出企業、ここでいう北雄ラッキーということでございますけども、さまざまな部分で町なり北海道と協議をした中で場所とか広報を使った部分ですとか、そういった部分は今後の協議ということで法のほうには書かれてございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） そうしますと先ほど町長がおっしゃった雇用50人に関する情報というのは、町のほうでするのではなくて、お店のほうが適正な時期に雇用の求人を出すということで、理解してよろしいですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議員ご質問ありました求人については、その会社のほうがされるというふうに聞いております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） よくわかりました。もうかなり早い段階でいろんな方がいろんなうわさをしていて、私はよくわからなかったので「わかりません」と答えていたんですが、先ほどから人口が減少していく、若い人たちも減っていく、町にとってはマイナスな状態が多い中で、やっぱりスーパーが来るというのは、ある意味、町が活性化するための一つのきっかけになるのかなと思います。最後に、あまり今の時点で、ああだこうだとは言えないと思うんですが、町の町長として、これからの私たちの町の振興策も含めて総体的にご意見伺えればうれしいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この話を知ったのは、もう既に1年近く前だと私は思っています。

しかし、軽々に私の口から来るとか来ないとかという話ができないということと、何よりも地元の商店街の皆さんがこれらをどう受けとめていくのかということを中心にしたいということで、正式な発表は今回質問があったということもありますから、はじめてだったと思います。

本来、各店舗というのは、私は街並み推進室のときに商店街近代化事業ということもやらしていただきましたけども、かつてはとみやまスーパーと農協の2つの店舗があり、それぞれが競合、あるいは競争し合いながら、出てきた大会社、あるいは買い物に来た人たちが地域の小売商業に買い物をするというのが、最も健全な発展の方法だということを専門家からも聞いていましたし、その点でいくと今、とみやまスーパーが閉店されてもう何年もたっていますし、農協が、しかも農協は昔の農業協同組合というよりはホクレン商事

が経営するという状況ですから、ずいぶんやっぱり状況が変わってきている。その点ではスーパーが来るということは、決して私は今の段階では拒む必要はないのではないのかなと思っています。ただそれだけでいきますと地元の商店街はバタバタと倒産してシャッターを閉めることになるのではないかなと思いますので、これらの小売商業の発展のために町の町民生活全体をとらえながらも、この小売商業の皆さんが生活し、生きて、この商店街として町として発展していくために知恵を出し合いながら、行政としても積極的な支援をしてまいりたいというふうを考えているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 本当に商店もそうですが、農家の方たちの今、小さな小さな自分たちでつくったものを町民に買っていただくというそういうグループも何グループかできています。そういう人たちのやはり活動の場といいますか、農協なんかも「もぎたて市」がずっと歴史の中で長いんですけども、そうすると私たちの売り場もどうなっちゃうんだらうねという心配の声も聞かれています。そこできつと昨日、余湖議員から質問のあった従来の私たちの町の空き店舗をスーパーとはまた逆に小さな店でやれること、そこら辺がもう少しいろんな分野の人たちと知恵を出し合いながら活発に進めていくことなのかと思います。今後そういうことも含めて、訓子府の町がいろんな意味で活発な町になっていくように私たち議会も見守って進めていきたいと思っています。

これで私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 3番、西山由美子君の発言が終わりました。

ここで午前11時40分まで休憩をしたいと思います。

時間がちょっと中途になりますけれども、質問をしていただいて答弁をもらって休憩に入りたいと思います。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

それでは、一般質問の最後になりますけれども、5番、上原豊茂君の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。それでは、一般質問の通告書に従いまして、私の質問をはじめたいと思います。

1点目でありますけれども、首長権限集中の功罪ということで、町長に伺いたいと思います。

現政権下における日本の根幹にかかわるさまざまな法制度の変革が、国民的合意のないまま拙速に閣議決定される状況に危惧しております。

町行政運営に直結する教育行政のトップを首長が任命すること。農業行政では、農業委員会制度の見直しにより選任制を廃止し、町長が任命するとしていますが、新しい展開が見通せない状況にあります。

教育行政の中立性が保てるのか、住民の理解が得られるのかななどの課題があると思うが

どのように対処するのか。また、一方、農業委員会については、離農による農地処理、T P Pの動向、世代交代の対応など、個々にとって極めて繊細な課題が多いと思います。

地域の信頼を保つ委員会の選任体制を首長任命への変更は、農業者の理解が得られるのかと疑問を感じているところでもあります。

町行政運営の中で、これらの方向性がどのような影響をもたらすのか、首長としての対処を含めた考えを伺いたいと思います。

1点目は、首長の権限強化による効果と課題について。

2点目として、自治体としての対応と町民周知の考え方について、伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、教育委員会制度並びに農業委員会制度見直しに伴う「首長権限集中の功罪」について、2点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

教育委員会に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年の6月20日に公布され、来年4月1日から施行されることになっております。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、教育委員会制度の抜本的な改革を行うものでございます。

現行制度では、教育委員会の代表者は「委員長」、具体的な事務執行の責任者は「教育長」であり、教育長は首長が任命した教育委員の中から教育委員が教育長を任命しておりますが、改正後は、首長が教育委員長と教育長の権限を兼ね備えた新教育長を任命することになります。

また、農業委員会に関しましては、本年6月24日に政府が閣議決定しました日本再興戦略、いわゆる新成長戦略におきまして、「攻めの農林水産業の展開」を戦略の主要施策に掲げ、農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体改革の中で、農業委員選出の方法見直しを打ち出したところでございます。

さらに、その推進のための規制改革実施計画も同日閣議決定され、その内容を見ますと農業委員の選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化、また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にすることが打ち出されたところでございます。

情報によりますと、日程的には、今回の閣議決定を踏まえ、2月頃に改革関連法案を閣議決定し、通常国会に提出、遅くとも6月頃までに法の成立となる見込みでございます。

前置きが長くなりましたが、1点目に「首長の権限強化による効果と課題」についてのお尋ねでございました。

行政委員会としての独立性や継続性の問題をはじめ、制度全体の課題等につきましては、私自身いろいろ思うところはございますが、権限強化の面でいいますと、公選で選ばれた首長が教育並びに農業に関する政策やそれぞれが抱える諸課題の解決に向けた取り組みを迅速かつ着実に実現可能となることが大きな効果ではないかと考えております。

一方で、権限が強化されるということは、公平性、中立性に加え、透明性を確保するこ

と、さらに、民意や課題をしっかりと把握し、確かな将来ビジョンを描き、的確な政策を実行しなければならないなどといった責任度も非常に高まるとともに、首長の意向が教育行政、農地行政にストレートに反映され過ぎることなどが大きな課題ではないかととらえております。

2点目に「自治体としての対応と町民周知の考え方」についてお尋ねがございました。

教育委員会と農業委員会につきましては、教育、学術及び文化の振興や人材の育成、農業経営の安定化、農地の保全管理、美しい農業農村の形成や担い手確保など、さまざまな面で重要な役割を担っております。

今回、制度改革が行われようとも、自治体運営にあたっては、両者の存在意義や本質は変わるものではございません。

そのことをしっかりと踏まえた中で、制度を運用するとともに、運用上の問題点などがあれば、国などに働きかけてまいりたいと考えております。

また、町民の皆様に対しましては、適切な時期に制度内容の理解を図ってまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点につきまして、お答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 質問、答弁は、午後から行うこととして、この辺で昼食のために休憩をしたいと思います。

午後1時から再開いたしますので、ご参集願います。

ご苦労様でございました。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を行います。

上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 満腹になったところで再質問を行いたいと思います。

それでは、先ほど回答いただきました中で教育行政については、政治的中立性、継続性、安定性を確保すると、責任体制の明確化ですとか迅速な危機管理体制、首長との教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与見直し等々述べられました。現状の中で例えば、課題としてこれらの問題があったのかどうかということと、町長が回答した中に、この効果・課題については「私も思うところがある」と言いながら、そのことについては明確に表現することを避けておりました。それらも含めてお答えをいただきたいと思うんですけども、例えば、先ほど言いました教育行政については、首長が直接関与することによって政治的中立性が保たれるのかどうかと、持続性ですとか、安定性が4年ごとに変わる首長が対応することによってそれが可能なのかどうかということも含めて課題とその対応についての町長の考え方、思いも含めてお示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君）　あまり長くならないように、元々は大津市の越という女性市長のところでいじめが発生して中学生が自殺するという事件が起きました。そのときに大阪の橋下さんがその当時、知事だったか市長だったか忘れましたが、教育委員会制度そのものに対する真っ向からなくするというのも含めて立ち上がったのが、最近でいうと最も厳しい状況としてあったのではないのか。それらを受けて今の政権は、教育委員会制度をなくすることも含めて抜本的な見直しをしたいと。すなわち教育行政が硬直化してるのではないのか。それからスピード感に欠けるのではないのか。もっと選挙民に選ばれた町長が教育に対しても積極的な発言や執行をするべきでないのかというのは、一定の世論としてやっぱり全国的にもあったということが否定できない事実としてあるのではないのか。最近でいうと静岡県知事が全国平均の学力テストの平均以上をとった学校の校長の名前を紹介するだなんていうことが出てきましたので、それは文部科学省は慌ててルール違反だということで、火消しに躍起になったようですけども、ちゃんちゃらおかしいってのが静岡県知事の回答だったと思います。実はこの問題というのはともすると、こういった状況になりかねないというものを大変に含んでいるのではないかなというふうに思っています。一つは、従来の教育委員会制度というのは、やっぱり3つの視点というのがあったのではないのか。それは戦前の国家主義の教育の反省に立って、教育が政治から影響を受けることをできるだけ除外してきたという歴史であります。すなわちそれは政治的中立性の確保とそれから継続性と安定性の確保、すなわち4年に一度の町村長の政治的な圧力や意見に従うような状況というのは排除していかなくちゃいけないということ。さらには、教育委員会制度は元々は選挙の中で教育委員というのが選ばれていた時代がございますけれども、できるだけ住民の意向を反映するというそういう3つの柱を持っていたんじゃないかなというふうに思っています。それがいろんな紆余曲折ございましたけども、さっき申し上げましたとおりの状況の中で今こそ教育委員会のありようを改正して、教育委員会そのものを市町村長の権限にすべてしていくべきでないかという意見が占めたようでございますけども、さすがに政権の自由民主党もいろんなところで議論をして、それは行き過ぎだと、従来の教育委員会でもっている大事にしなければならない部分も受け止めながらも、今回の教育委員会議のありようも含めて新しい制度がスタートしたということでございます。私自身は、教育委員さんの、教育長も含めて5人の教育委員、町長になってから教育行政は飯田委員長を中心にして教育行政が粛々と、しかも地域の町民の皆さんと寄り添いながら、非常に公平・平等な教育行政をやってきたというふうに私自身も見てて自負をしておりますし、教育長もまた、その教育委員さんたちの意向を受けて、住民の代表である教育委員さんたちの意向を受けて事務を執行してきたということは、少なくともほかの町と比較しても私は決して引けをとるものではないと思いますし、大津市のような状況というのは考えられないというのが、できればこんな法律でなくて、今までどおりやらせてくれというのが本当のところでございます。実はそういう考え方というのは、私だけではなくて、例えば、北海道内の教育委員の北海道町村教育委員会連合会会長さんが栗本さんという釧路の近くの町の教育委員長なんですけど、こういう言い方を雑誌の中で「住民主体の教育委員会改革を」ということの中で述べております。すなわち私が今まで申し上げましたこととあわせて、もっと言うならば大津市のような教育委員会が本来あるべき姿から逸して子どもたちに向き合っていなかったということの市町村教育委員会というの

は、いかほどあるのだろうか。むしろ、正常に学校と教育行政が向き合いながらこうした問題に対処してきたということは、あまた多い事例というのは、大津市以上に多い事例がたくさんあるんだと。そこにやはり評価すべきではないのか。現行制度をある意味では肯定的にとらえて、やっぱり認めざるを得ないというぐらい成果が上がってきたのではないのかということ、それを彼が述べているわけですが、私はその点で言うと栗本さんの委員長の言っていることはまさにそのとおりと、私どもの町もその点では、飯田委員長とこの問題について、きちんと話したことはございませんけれども、私はそのように考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、教育委員長とは深く話したことがないという話がありました。ここで、こういう制度を変革していく中で実際に教育委員会として、教育委員長か教育長にお尋ねしますけれども、課題といいますか、これから問題としてとらえている部分というのはどのようなところなのか、それについてお示しをいただければというふうに思いますけれども。

○議長（橋本憲治君） 教育委員長。

○教育委員長（飯田洋司君） 今、教育委員会制度が変わるにあたって、現状、今、町長からお話がありましたように、大津の問題から、こういう大きなテーマをもって改革に至ったわけでありまして、私たち教育委員会としても、マスコミ等々で報道されるさまざまな事例を見ながら我々自身も戒めながら、学校現場と寄り添いながら、学校授業、学校行事、そして教育委員会活動ということに励んできたつもりでありますし、何か学校で問題が起きれば、我々教育委員となった当初から、皆それぞれ本業を持っていますから、事務方は現場まで走ってきて連絡をさせていただいて、そして、そういう取り組みの中で問題解決に協議をしていったという経過を踏まえて、我々もそれに応えていかきゃならんという思いで15年ぐらい活動を共にしたわけでありまして、そういう中では、我が町で大きな問題が起きなかったことは、よかったなと今は思っていますけれども、これから教育改革、新教育長になった体制の中では、やはり首長の権限の中で教育大綱をやる総合教育会議が開かれてこれから方針が決まり、執行は教育委員会が行うことになっておりますけれども、そういう中では教育委員の役割として、今回、静岡の知事が学力テストの公開等々について、問題あるかに下村文部大臣から言われておりますけれども、そういう状況の中では、政治的中立性の担保等々の中では、教育委員の役割というのは、町長の行き過ぎ等々のチェック機能を持たなきゃいけないだろうし、そういう中では、責任ももっと強く認識した中で、公平・中立な教育行政を執行していくと。そして我々は教育委員会の委員として、教育行政の議案提案をする中で町執行部に予算の執行を求め、そして、町民、子ども、それぞれが豊かな教育行政を公平に受けられるような体制を認識を持って進めなければならぬと思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今までの基本的な姿勢、そして、これからの取り組むべき方向性というのが示されましたけれども、ぜひ、いろんなかたちの改革があつたとしても、やはり次の時代を担う子どもたちが本当に健やかに、そして生き生きとうちの町を担っていき、つくり上げていけるような、そういう体制をずっと継続していただきたいと、それを

継承していくような伝達をしていただきたいというふうに願うところであります。

さまざまな課題を一つひとつ取り上げればあるわけですが、例えば、同じ問題として、農業委員会の制度改革、これは今、現状「公職選挙法」による農業委員の選出というかたちをとっておりますけれども、これが教育行政、教育委員会と同じように首長による任命制に変えるというような提案がございます。どこを基準にしてこういう制度を発想したのか計り知れないという感じを私はしておりますけれども、とりわけうちの町で今起きている農業委員会の活動で課題解決に向けての活動を見てますと、この体制が変わる中で、本当に現状、さらに強化しながらやっていけるかどうかと、対象になる農家の方々の理解を得て信任を得てやっていける状況が担保されるかどうかというのは、非常に疑問を感じているところであります。今、前段、教育行政について、教育委員長からお話をいただきましたので、ぜひ、この制度変更がさまざまな課題を抱え、今まさに大きなTPPも含めた課題を背負っているわけでありまして、そういう中で、前日、新任挨拶をしていただいた清井会長でありますけれども、非常に急で申し訳ないと思いつつ、ここで、こういう課題を受けとめて一体どういうふうに感じとっていらっしゃるのか、その辺について、新会長のもし発言をいただければというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（清井敏行君） それでは、農業委員改革の農業委員会の考え方について、お話ししたいと思います。

農業委員会の見直しについては、先ほど、上原議員がお話のように、農業委員会制度の選挙制度の廃止、それから都道府県農業会議の会議及び全国農業会議所制度の廃止や、農地権限移譲の届出への意見公表、建議機能の法律規定からの除外等が言及されていたものであります。これについて、本年5月27日に東京で開催されました「全国農業委員会会長大会」において、本改革案は、農業・農村現場の実態を無視しただけでなく、これまでの農地流動化政策の流れに逆行するものであり、地域の農業者の信託を得た農業委員の役割を軽視しております。現場地域の信頼のもとで頑張っている農業委員の気持ちをそぐ理解しがたい内容であり、決して容認できるものではないという考え方が表され、農業・農村の再生に向けた農業委員会制度組織改革に関する要請決議を採択したところであります。この決議に対して、全国農業会議は活動をとりませんでした。そのため北海道農業会議は、8月25日から開催されました臨時総会において、組織改革はその組織自ら行うものだという観点から、5月27日に決議された決定内容を再度、全国農業会議に決議したところでございます。

このことから、訓子府町農業委員会といたしましても、政府与党における農業委員制度の組織のあり方見直しにあたっては、農業・農村の再構築に向け、現状の農業委員会組織の役割機能が十分発揮されるよう慎重なかつ丁寧な検討が望まれると思っておりますし、現場では今とにかく農地利用最適化推進委員と農業委員との関係が一番これからの現場における課題ではないかと考えております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、突然、新会長に振ってみたところ非常に現状の課題というの

を明確にお示しをいただきました。誠にありがとうございます。

今、農業委員の関係につきましても、現実的に攻めの農林水産業の展開という主要政策にあわせた農業関係の一体改革というかたちで、例えば農業委員だけに焦点をあわせると半数、先ほどの回答にありましたように、半減するという、規模を半分にするんだよということがございました。実際にうちの町の農地の移動に対する動きを見ますと、半数にしたことによって何が起きるのかというのが非常に懸念されるところであります。

また、もう一つは、首長が任命した農業委員が本当にそれぞれの地域の中で信任されて、それを受けとめられるのか。本当に自分の経済にかかわるさまざまな課題に対して「お任せします」と言えるのかどうかということが非常に心配なところであります。教育関係も含めてうちの町の基幹産業であります農業が根底から揺らぐようなことがあってはならないというふうに感じますけれども、これについて今、現町長として状況をどういうふうにとらえていらっしゃるのか、考えがあればお示ししたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり市町村長は、絶大なる権力を持っております。法律をつくることもできるし、財政を行使することもできるし、その点で言うと地方自治体というのは、憲法の22条から25条でいう権限を保有しているのであります。

しかし憲法は、そうは言っても全面的に認めているわけではないと。例えば一例を言うと罷免制度等々も含めて直接請求制度によって公務員の罷免等を含めていくと地方自治法では、権力はすべてを与えているのではない。これは教育委員会制度もそのとおりであります。議会の解散や議員、長の解職、副知事、副市町村長の解職、選挙委員の解職、監査委員の解職、もちろん監査委員としては別組織でございますから、公平委員会、教育委員会の委員の解職等々は自治法では住民に、あるいは議会に、その町長の権限をそれはおかしいと罷免することも含めて認めている等を考えていくと町村長がすべてそれらの責任を担うということが本当に公平で平等なのかということを考えていくと、今回の農業委員会等の改正の考え方については、まだ閣議も決定してないということですけど、いずれもう来年法制化していくということですから、かなり問題だと思っています。これは私自身はTPPをかなり意識しているのではないかと。活力ある農村、活力ある農業をどうやって構築していくかということが今TPP締結を目の前にして、そういうことを考えたんじゃないのかと。4点特徴がございます。1つは農地中間管理機構の創設であります。既にこれはスタートしました。本当にこれでいいのか。農業をやっておられる方ならまじめに考えると本当にいろんな疑問を感じるんじゃないか。2つ目が農業委員会の見直しであります。議員おっしゃるとおり今言われたさまざまな問題であります。それから、3点目に農地を所有できる法人の見直しであります。農業生産法人、これはもっと言うと企業の方ができるだけ早く農地を購入できるような状況をいかにしてつくっていくかということも含めてそういうことだと思いますし、もっと4点目に言いますと農業協同組合の見直しもこれは中央会の解散とかいろいろ含めてやはりかなりダイナミックな発言をされているようでもありますけども、この今言った4点の中で、それぞれの項目の中で解決していかなければならないという問題は確かにあります。しかし、それは国がこういったことをある意味では、法律でトップダウン的なやり方で本当にこれらの問題を解決できるのかということ、私はそのようには思わない。まして農業委員さんが、私はいろんな委員会を見ており

ますけども、それぞれの各委員会ご苦労されてますけども、農業委員は農地法でいう3条から5条までの仕事はもちろんですけども、農業の基盤の集約をどうするかという、例えば用地の分配の問題にしても非常に気苦労が多いし、中には農業委員会のあっせんが不服があつて私のところに言ってくる人もおります。それが政治が優先で農業委員会の皆さんが公平・平等で地域の実情を踏まえてやっている土地のあっせん等々が、もし私がそれをやるとすればものすごい責任と公平性や平等のことから考えると、おかしな方向に行きやしないかと。ですから今、選挙を廃止して13人を廃止して7人になったとして、果たしてうちの町のこういう調整、あっせん等々ができるかと言ったら、私は現時点では今の農業委員さんのような仕事はできないと言ったほうが間違いないと思いますので、これ以上のことについては、また質問がありましたらお答えさせていただきますけども、非常に厳しい現実を市町村長は迫られるという思いでいっぱいであります。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、首長の権限の話からこの改革による重さ等々について、町長から考えを示していただきました。

私は今、後段で町長が言われました非常に重たい部分であります、今でもおそらくそれぞれの首長が責任を持って行政運営し、自分で最終的な判断をするということの仕事の重さ多さを考えるともう目一杯だろうというふうに私は感じておりますし、また、ある経験者も「それは限界だ」というような表現もしております。そういう中で実際に教育行政、農業行政も含めて、この改革の中で首長にその責任がのしかかってくるということになろうかと思っておりますけれども、実際問題として、そういうものを背負い、さらに、町全体の運営について、正しくといいますか本当に今までどおり今以上にきちんとした行政運営にかかわっていきけるのかどうかというのが、私自身は疑問を感じているところでありますし、それについてどう考えるのかということと、もう一つは後段のどのようにしてちゃんと住民に町民にこういう変革について、今、町長が私に説明されたようなことも含めたその説明の時期を持とうとするのか、その辺についてお話をいただければというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 教育長に冗談で法律を無視して、現行のまま飯田委員長そのままやってもらって、教育長と委員長の権限を従来のとおりできないのかという話も、こんな雑談を含めてしたことはあります。しかし、法は重たいものでありますから、現実的には、法の精神を受け継ぎながら、執行していかなきゃならないということがやはりあるんじゃないかと。そうすると教育委員会で言いますと教育大綱と総合教育会議の設置が出てまいります。これは一つは明確な情報公開をちゃんとしていかなければいけないだろうと。そして、この会議には、町民が誰しも傍聴できるような仕組みを一つはつくっていかなきゃならないんじゃないだろうかと。それから、さらに言うと私自身は、この大綱やあるいは総合教育会議の基本は教育委員会と私どもが共同の作業としてつくっていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っています。願わくは憲法が求めるもの、教育基本法が求めていくもの、もちろんこの大綱等については、教育基本法の第17条だったと記憶してはいますが、それを参考にしながらということもありますけども、それらをどうやってやっぱり現実のものにしていきけるのかということが、問われているのではないかな

というふうに考えています。

さらにまた、農業委員会につきましては半数にするということですが、半数が本当にいいのかと。これは法がまだできてきてませんからわかりませんが、地域配置の今でいうと公選制と言いながら地域推薦制等の現実もございますから、できるだけそこは踏襲していきたいと。それから、土地のあっせん等々について、7名なりの委員さんでできるかどうかということであれば状況によっては、町が単独で農業委員の数を確保していかなければならないということも出てくるのではないかと。その点でいくと委員の配置、人選等も含めて地域の代表者の方々にご理解をいただきながら、明らかに皆さんがこの人たちだったら、これだったらという部分をどうやってつくり上げるかということだと思います。谷本会長時代にも言っておりましたが、今後とも農業委員会と町行政が一層中身の議論や制度の構築に向けて努力していかなくちゃならない。すなわち地域から、訓子府町から発信していく教育行政、あるいは農業行政ということが私は問われているのではないかなというふうに思っておりますので、この点でもまた議会の皆さんのご理解をいただかなければならないと感じているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今こういう課題を持ってどういうふうに取り組むのかというところの町長の考えをお示しいただきました。

我々がどういうふうにあがこうと、時の権力者が今や思いのままに突っ走る。どこに行くかわからないような走り方をしているというのが現状でありますし、それに対して問題は問題だと指摘しながら、今、町長が言われたように、うちの町としてどうあるべきなのか、うちの町として何を中央に向かって発信するのかという今までと逆の発想の中で、どんどん活発な主張、活動をしていくというところに私は大きな期待をしておきたい。当然、議会も含めてそういう観点から、これらの国の改革についての目線をしっかりと持って、うちの町の方向性、それらについての議論を重ねていくべきだというふうに思っているところであります。

時間の関係もありますので、まだまだこの問題についての議論も進めていきたいところでもありますけれども、今申し上げましたように次の案件もありまして、そのほうに移っていききたいと思います。

それでは、2問目の関係であります。

町の特産物を守る取り組みについてであります。

当町においても先人の努力で、訓子府町ならではの生産物としてブランド化された訓子府メロンも農業経営環境の変化で縮小の傾向にあります。今、自然環境の悪化により受粉用ミツバチに危機的状況が起きております。一養蜂家によって、多くの生産農家に受粉用ミツバチの提供がされておりますが、新聞等の報道も含めてですけれども、ミツバチの大量死が世界的な問題となっております。当地においても、同じような問題が発生し始めているということでもあります。原因については、農薬の可能性が指摘されており、EUでは、その農薬の使用制限の処置もとっているということが報道されておりました。

また、ある研究機関によると、人間にも影響があるという指摘がなされております。

これらの状況を踏まえて、訓子府メロンの生産拡大、継続とともに、これらを支える養蜂事業を守るという観点も含めて、行政としての取り組みが必要だというふうに考えると

ころでございます。

これについての町としての対応を伺いたいと思います。

1点目は、現況の把握と対応策の取り組みについて。

2点目として、当面の生産継続に向けての取り組みについて。

この2点について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町の特産品を守る取り組み」について、お尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「現況の把握と対応策の取り組み」についてのお尋ねであります。平成23年6月、北海道養蜂協会から本町に対し、農薬による被害として上川管内を中心に多額の被害が発生し深刻な状況にあるとの報告があり、北海道農政部からも養蜂家と水稲耕作者の情報交換を密に行うよう指導の徹底の要請がありました。

また、北海道では、養蜂協会からの要請を受けて、平成23年6月13日付けで「農薬危害防止運動」の実施に向け関係機関に対し、文書による指導があり、本町としても同月23日、電話であります。町内の養蜂家と本町の状況や管内の状況について、情報交換を行っているところでございます。

なお、最近の状況であります。網走家畜保健衛生所と網走農業改良普及センターに問い合わせたところ、現在まで管内には被害が発生している状況にはないとの回答でございました。

しかしながら、ミツバチの死亡の要因の一つとして水稲の開花期や穂ぞろい期の7月から9月にかけて、カメムシ防除の防虫剤散布時期に大量死が発生するとの報告があり、本町としても、国や北海道からの指導がありますように水稲農家と養蜂家との連携を強くするなど相互の協力体制の強化を図っていきたくと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、農薬の使用地域の住民等の健康影響に対する配慮も強く求められておりますことから、農薬の安全かつ適正な使用を行うよう今後も周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に「当面の生産継続に向けての取り組み」についてのお尋ねであります。訓子府メロンやイチゴなどの受粉用ミツバチの確保については、JAきたみらいが一括して取り扱っていることから、それぞれの生産組織との調整もありますので、町としては、JAきたみらい、訓子府町メロン振興会、イチゴ部会と十分協議しながら、現在継続して行っております栽培技術の向上について、今後も支援を行っていきたくと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ただいま、町長からの回答の中で、網走農業改良普及センターでは管内では被害が発生していないという回答があったということでもあります。

しかし、実際に訓子府の養蜂家の話によりますと受粉用のミツバチを提供し、その後そのハチが激減していくという状況が続いてきていると。この状況が続いていったとすれば、自らがはちみつを採取するという本来の事業を考えれば、受粉用ミツバチの提供をもう1回考え直さなきゃなんないというような発言がございました。水稲農家との関係等々もご

ございますけれども、私はこの中で今、回答いただいた中で一番問題だと思うのは、農業改良普及センター、家畜保健衛生所の見解だというふうに思います。なぜかと申し上げますと農家は農業改良普及センターが出す一定の使用基準と言いますか農薬の使用基準等々に従ってその濃度等も含めて作業を行っているわけでありまして。しかし、その中身の何がどういうふうに影響するのかというところは、はっきり言って知らされていないというのが現状であります。今おそらくこれが問題だろうというふうに言われているのが、ネオニコチノイド系の農薬ではないかと。神経麻痺させる農薬でないかということでもあります。先ほど申し上げましたように、実際に養蜂家と話していますと、持ってきたハチ、一定の量がいるんですけども、それが日にちを増す、時間を増すごとにいなくなってしまうというんですね。回帰する、そういう神経が麻痺してしまっているんでないかというふうに話しておりました。

これらの視点から考えると先ほど申し上げましたように、そういう指導機関がきちんとした問題提起をしていかないと、なかなかこれは農家としても、このルールによって対処しているわけだからというところで止まってしまうのではないかというところでもあります。そういう意味で今回、問題提起したのは、行政として、その上の行政機関でありましょうけれども、そこに一投を投げてほしいなということでもあります。そういう意味で、これから、今私が申し上げましたように、家畜保健衛生所ですとか農業改良普及センター等に問題提起する考えがあるのかどうかというのと、これら農薬についての中身についてチェックしたときがあったのかどうかも含めて、お示しをいただければというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） ミツバチの管理している箱への回帰の関係、それから死亡の関係でありますけれども、一応今年の被害の状況の報告ということで家畜保健衛生所なりそれから農業改良普及センターなりの確認をしたところでもあります。ただ、議員ご質問のとおりJAきたみらいの担当のほうと町内の養蜂家の方との協議の中では回帰をしていないハチも増えてきているというような状況は聞いております。ただ、そういう関係機関のほうに持ち込まれた被害の状況がないということですので、単純に関係機関に問い合わせたときに、そういう方向が管内としていまだ報告がないということでもあります。担当としても、ないということではありませんので、JAなり、それから養蜂家なりがそういう実態があるというふうに担当としても認識しておりますので、国の考え方としても今年の6月に方針が出されておりますので、国の方針については、25年から27年までの3年間について、養蜂の被害、それから周辺作物の作付の状況、農薬の使用状況の関連性について、情報を収集しなさいというようなかたちで道のほうに農水省から指示があるということですので、私のほうから農業改良普及センターもしくは家畜保健衛生所のほうに報告するのであれば、そういうふうに進めたいと思いますし、逆に養蜂家の方が実際の状況を届けていただいたほうがスムーズに進むのではないかというふうにまず1点的には思っております。

あと農薬の関係でありますけれども、この農薬についてでありますけれども、水稻の耕作にかかわる必要不可欠な農薬というふうに私どもも認識しておりますので、農薬の適量については、国それから道の基準を踏まえて量の設定はされるということでもありますし、この点については、実際に使われる農家の方が適正な量を国の基準にのっとったかたちでや

っているということであればどうしても制限はかけられないというふうに思います。

そういう点で今後どのような対処方法がいいかということでもありますけども、先ほどの答弁でも述べておりましたとおり、7月から9月ですか、その時期にどうしてもカメムシがつく時期でありますので、極力ミツバチの放す場所については、養蜂家の方についてもご理解していただいて、なるべくそこに近寄らないようなかたちで巣箱を置く、それから、農家の方についても極力その近くについては置かないというような情報交換が今後含めて必要じゃないかと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 私も農業者のはしくれでありますから、あまり細かく踏み込むと自分の首を絞めるような格好になるなと思ひながら、この問題を提起しているわけでありませう。

今、担当課長からの答えがありましたけれども、実を言いますと先ほども言いましたけれども、水稻に使うこと、これはどこが問題かという和水稻の間にそばを植えてある。無人ヘリで散布するものですから、その側にも農薬がかかって、そこにミツバチが行くことによって、そういう状況が生まれる。それが一つ大きな問題としてあります。と同時に、今うちの町の課題として、何でこういうかたちで問題提起しているのかといひますと、農薬の使用基準がありまして、それによって、今課長が言われたように、個々の農家が使用してると。しかし、その農薬の中身の何が問題で何がどういふふう作用するかといふのは、農家には事細かには示されていないんです。実を言いますと非常にネオニコチノイドといふのは、アブラムシですとか、それらの類する虫にとって非常に効果が高い。当然、ハウスの中で密閉して栽培しているメロン等については、そういう害虫の発生も環境が変われば多いんです。当然、効果のあるものを使いたいといふものもありますから、その辺との兼ね合ひで、非常に大きな問題がこれから出てくるんでないかといふふうにおもひます。

そこで、要するに養蜂家は一つの蜂箱、何日間何ぼいふかたちで貸し出しますよね。だから金を払っているんだからいいんでないかといふふうにお借りしている側は思ふんですけども、実際にそれが次の世代につながらない箱になってしまうと養蜂家としては、貸し出しを拒否する以外なくなってくるというのが現状だと思ふんです。その中で私が言つたのは、行政として、そういう課題、うちの町で訓子府メロンといふのが消えていひのか。例えば、同じメロン農家でも他からミツバチを確保してきて着花させているといふところもたくさんあります。でも大体主流としては、うちの養蜂家のハチを使っているといふのが実態であります。そういう意味では、その信頼関係も含めて、きちんとやはり体制を立て直す意味で行政がその中心になっていくといふことが必要ではないか。そのためには、問題農薬を使っている側もきちんと納得できる情報を提供してもらふ。そういうことがなければ、なかなかお互いの信頼関係といふのは構築されないんでないかと思ひますので、そういう意味で、あえて行政のほうから、そういうさらに専門的機関にお働きかけ問題提起して、どういふ対応が可能なかといふところまで取り組んでほしいなといふふうにおもひて、この問題を提起したところでございます。そういう意味で、その辺までの取り組みをするのかしなないのかをお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何年か前か書類調べさせてたんですけども、私が民主党の移動政調会、当時民主党の政権時代でなかったかなと記憶しているんですけども、そのときにネオニコチノイドとかという農薬についての制限とか、そういったことをやっぱり道政、北海道あたりでも取り上げるべきでないのかという話をした経緯があります。それは今言ったように、この農薬はアメリカから輸入されて非常に格安な値段で入ってきて、しかもヘリコプターで無人のヘリコプターで上川あたりなんかではやることによって、脳障害を起こしてハチが巣箱に戻らないという状況が出てきている。このことは逆に言うと養蜂家自体にもすごい影響があるんだと、いずれオホーツクのほうでもそういったことが深刻になってくるのではないのかということがありましたので、当時、道の民主党の移動政調会の代表でありました木村峰行さんに、その旨を、今は副議長になっておられますけども、彼は普及員だったということもあって、その点について、道政として取り上げてほしいという話をした経緯がございます。その後ご返事をもらっていませんけども、私の手元にある資料の中では、養蜂協会がそれぞれ市町村長に毎年のようにこういったことに対する制限や情報提供等をきちんとしてほしいという書類が届いているところがございます。

まず一つは、北海道農政部、ここで言いますとオホーツク総合振興局の農政担当と家畜の担当部局に明日行って来ましょう。私は明日議会ないと聞きましたので、明日行って「状況どうなっているんだ」と聞いてみましょう。

それから、もう一つはやっぱりうちの町の養蜂家が現実的にそういった情報をどうとらえているのかと。それから本当にハチが巣箱に帰らないという状況がうちの町であるのかということを実を踏まえた上で、一時のてん末を見ますと、うちの町は水稻農家が少ないから、そういった情報は必要がないんじゃないかということも言われているということも書類として残ってますから、状況をまず確認させていただくと。それから行政が今どういう状況でとらえているのかということも、養蜂家の言っていることとあなたたちの認識が違うということはおかしいんじゃないかということも含めて、北海道にちょっと聞いてみないといけないという、その上で改めて議員が求めているように、行政として、メロン栽培やあるいはイチゴ栽培をやっている、あるいは水稻をしている方々と養蜂家と仲買いをしながらでも懇談し、適正な方法になるような努力をしていかなきゃならないんだろうなというふうに考えますので、この点では、まだはっきりお約束できませんけども、まずは現状の把握をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） それから、最初に言われました農薬の関係の使用の話をきちんと言わないとまた大きな部分になってしまいますので、実際、訓子府がネオニコチノイド系の農薬を使っているかどうかということもきちんと言明しなきゃならないと思いますので、一応私のほうで確認したところによりますとJAきたみらいで使っている分については、ジノテフラン、これは農薬名でありますけども、実際の製品名としては、ダブルカットスタークルという部分のネオニコチノイド系のやつを使っているというふうに聞いておりますし、実際に水稻の組合の会長さんのほうに細かい農薬の名称を確認しましたところ、種苗の段階で使っているということでもありますので、実際、根の生えたところに使うということであれば、最終的にその植物については、保有しておりますので、それが花が開いたときに多分少量ではありますけども、ハチに多分吸収されているんじゃないか

と。その量も含めて適正な量で農薬が使われていれば、適正な量でハチのほうに入っているということで、まずは理解をしていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 残りが少なくなりました。

上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） やめれということですからあれですけども、とにかく問題があるということは事実でありますし、ネオニコチノイドの含まれた農薬は、水田農家だけでなく使っているというのも事実であります。少なくとも課題、問題があるということを引きちんと伝えることによって生産農家もいろんなかたちで取り組むでしょうし、また、それに代わる農薬というのも出てくるというふうに思います。そんなことも含めて、先ほど前段、一番最初に申し上げましたけども、人間にも影響があるという指摘もございまして、ぜひそういう意味でしっかりとした対応を、まさに訓子府から発信していただきたいということをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 5番、上原豊茂君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は、終了いたしました。が、会議時間が相当残っております。議会運営委員長から各委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

やっとう町長の要望どおり今日で終わる予定になりました。それでは、ここで午後2時5分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時 5分

○議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第40号、議案第43号

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております。議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第40号、議案第43号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第34号の質疑を行います。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。議案書1ページです。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。何点か伺います。

はじめに4ページ、教育使用料のところ、前段の説明のところ、1人目、2人目、3人目、その減額の説明があったんですが、これは保育園に通っている人の中の1人目か、そこのところをもう一度説明をお願いいたします。

それとその下の段で幼稚園の就園奨励費補助金、これは公立と私立の差額をなくすということで説明を受けたんですけど、これももう少しもう一度説明をお願いいたします。

6ページが一番下の段、衛生費の中の予防費ですが、一番下の委託料、水痘予防接種、それと成人用肺炎球菌予防接種、双方とも120人ということで説明があったんですが、水痘の予防接種、これは対象になるのがどの年齢か、成人用肺炎球菌、これもどの年齢か、どのように行うのか、お伺いします。これ10月1日の予防接種法の改正に伴うことだと思いますが、どのような対象かとどういう方法とするのか、また町内の医療機関で受けられるのか、その辺の説明をお願いいたします。

8ページ、一番上の公園費、中央公園のトイレがアリによる屋根の沈下ということですが、屋根だけでなくアリの駆除だとか、そういう総合的なことは必要ないのか伺います。

その下の小学校費です。これは訓小のスクールバンドの全道派遣ということですが、今までそういうことで派遣になる場合、宿泊費、交通費、どのような出し方をしているのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園事務長（中山信也君） ただいま、ご質問をいただきました教育使用料の関係でございます。幼稚園使用料の関係でございますので、説明させていただきたいと思っております。

1点目にございました保育園も関係あるのかということなんですけれども、今回のこの減免措置につきましては、幼稚園児に限っての制度となっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

あとこの減免の制度なんですけれども、議員言われたように、私立幼稚園との格差を是正する、そういった趣旨で行われているものでございまして、はじめに第1子につきましては、非課税世帯、そういったところが対象となっているものです。第2子以降につきましては、小学3年生からの人数をカウントしてやっていくものでございまして、課税世帯ですと1人当たり4万円の減免、非課税世帯ですと5万円の減免という対象になります。また、第3子、小学3年生からカウントして行って第3子がいる場合、そういう世帯につきましては、1人当たり7万9千円という減免になる制度になっているものでございまして、ご理解いただきたいと思います。

もう1点ございました教育費国庫補助金の関係でございます。今回23万1千円、補助金追加してございます。こちらにつきましては、今回の減免の対象の金額、総額で138万8千円となっております。これの補助のほうなんですけれども、3分の1という決めに なってございまして、その例年の交付率、全額ではなくて、そちらの交付率で65%程度見てございますので、その分見させていただいているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして、予防接種、6ページが一番下の段、予防接種の委託料の関係、対象者と方法についてのお尋ねでございますけれども、まず、水痘予防

接種と成人用肺炎球菌予防接種、2つが定期接種になるということでございますけども、最初に水痘予防接種のほうからですが、この対象となる方につきましては、今回、生後12月から生後36月に至るまでということで、1歳、2歳の子どもさんでございます。この方の定期接種ということの位置づけになりまして、対象者が96名おります。あと罹患率ですか、既にもう罹患したものの、水痘にかかってしまったとか予防接種を受けてしまったとかということの率を勘案しまして、通常は罹患率60%といわれていますけども、直接うちの幼稚園、保育園のほうに確認したところ7名程度しかいないということで、大体罹患率10%ということで低めに見まして、96名に逆に90%ですか掛けまして86回分を見ております。

続いて経過措置の関係でございますけども、生後36月から60月に至るまでの子どもさんということで4歳児、5歳児の関係が経過措置ということで83名おります。罹患率60%とみまして、逆にかかってない子どもさんは40%ということで、83名掛ける40%で33回、合計119回でございますけど、120回で計上させていただいております。

接種方法につきましては、ほかの予防接種と同じく、子どもさんにつきましては、訓子府クリニックで受けていただくということでございます。

続いて、成人用肺炎球菌でございますけども、対象者につきましては、65歳以上の高齢者ということになっておりまして、今回5歳刻みで65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳ということの定期接種の対象者でございますけども、101歳以上も経過措置がありまして、その方々を合計しまして、対象者398名おります。接種見込数につきましては、過去にやった町等を見ると25%というような状況でございましたので、うちとしてはちょっと多めに30%の接種率になろうかということで掛けまして約120名ということで、同じく120名の対象者ということにしております。

接種方法ですけども、高齢者のインフルエンザと同じく北見医師会管内、北見、置戸、訓子府のどこの病院でも受けられるように北見医師会のほうで取り扱っていただけるということで、基本的にかかりつけ医といえますか、通常自分が行っている病院で事前に連絡して受けてもらうというような仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 3点目の8ページ、一番上にあります公園費の中の修繕料のことでご質問いただきました。

中央公園の屋根なんですけども、今回は羽アリによる被害だということで、屋根だけで良いのかというお尋ねでございました。これにつきましては、屋根だけの補修で十分間に合うということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 駆除というか、周辺には一切そういう影響出ていませんので、あくまでも屋根だけの部分の被害だということでございます。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 8ページの下段にあります教育費の小学校費の宿泊費と交通

費の算出についてなんですけども、これにつきましては、いわゆる実費なんですけども、今回の場合も含めまして、児童が25名と引率が4名で29名ということですから、基本的には旅行会社のほうにお願いすることになりますけども、一つにバス借上料ということで、これについては、なるべく町内使っていただきたいというようなことで今回の場合でいったら1泊2日で21万6千円、それと宿代ですね、これについては実費で1人8千円ということで23万2千円の計上、その他にスクールバンドの特徴として、2トントラックというのが楽器運搬の関係で金が出ます。これも結構大きくて13万円というなかたちで、それらを含めて71万5千円の計上というかたちになっております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。9ページをお願いいたします。その前のページにもあるんですけど、消防支署の防火水槽が漏れた工事費で50万円という数字が出ていますけど、この原因と状況について、もう少し詳しくお願いするのと、それから何か所あるかちょっと今記憶にありませんけど、ほかの防火水槽ではこの際そういう調査を行った経緯があるのかどうか、その点について、少し教えてほしいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） ただいま、防火水槽の修繕に関して、ご質問ありましたので、担当しております水道課のほうで、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、状況でございますが、場所につきましては、昨日お話しているとおおり若富町にあります防火水槽でございます。状況につきましては、防火水槽、水道の配水管から防火水槽に管がいつてるんですけども、そこにバルブがございます。そのバルブから漏水をしたというのが今回の原因でございます。それに対しまして、バルブを修繕いたしまして漏水を止めたということでございます。

それから、他の防火水槽に関してでございますけども、一応、防火水槽に関しましては、消防署のほうで定期的に見回り等を行っているかと思いますが、他のところでの漏水、それから修繕に関しては今のところ水道課のほうには報告等はございません。今回、漏水がわかった分につきましては、地上に水が噴出してきまして、それを発見しまして調べたところ地下からの漏水ということで判明したわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。7ページをお願いします。

農業委員会の予算の中で、農地基本台帳の管理システムの法改正によって一筆ごとということになったんですけど、現状と今回の改正でどういうふうに変わって、どういうわかりやすいといいますか、改正による何て言うんですか、その効果というのはどういうふうになるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） ただいま、農業委員会の農地基本台帳管理システム改修にかかわるご質問を受けました。

一筆ごとの管理というふうに副町長のほうから説明をさせていただきましたけども、これについては、農地基本台帳の公表の法定化に伴うものでございます。台帳は農家ごとに

記録をするものでございますけども、筆ごとに検索を容易にするというのが内容でございます。それで農地利用の効率化等のために市町村農業委員会等は電子データとしての農地台帳及び地図を作成し、そのデータの公表や情報の利用が法的に位置づけられたものでございまして、すべての農業委員会等において、農業地の「農地法」の規定に伴いまして、農地台帳に記録された事項の公表及び農地に関する地図の作成と公表のため今回改修を行うものでございます。

効果等についてでございますけども、効果については、農地の受け手等がこれらの公表された情報を利用する。または、都道府県、市町村、農業委員会等が農地に関する情報を内部で利用するほか、これらのデータの整理等のために他の地方公共団体等に情報の提供を求めることができるというようなものでございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 4ページの道支出金、道補助金の中で総務費補助金、地域づくり総合交付金、これは防災の備蓄品、備品購入事業、これは2分の1の補助ということですが、これは100万円で買った分の半額補助、これはどういうものを買っておりますか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 本年度も昨年に引き続きまして、地域づくり総合交付金を活用しまして防災の備蓄品のほうを整備させていただくこととしておりまして、本年度につきましては消耗品としまして、水防用の雨具ですとか土のう袋、それから災害用のヘルメット、バリケード、そういったものを購入することとしております。それから備品につきましては、蓄電池ということで1台48万円程度のものでございますけども、それを購入することとしております。あわせまして事業費としまして104万8千円ほどでございますけども、交付率が2分の1となっておりますけども、実際交付されるのが若干落ちてくる場合も想定されますので、端数切り捨てまして50万円ということで予定しております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号の質疑を行います。議案書11ページでございます。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 12ページで説明を受けた水道事業の関係で、開盛の井戸に砂がたまっていると。カメラでその確認をするための調査費として59万4千円追加したということであります。これは調査委託ですけれども、その後の対処の費用も含めていると出てくるかと思えますけれども、まずはカメラで確認するというのは、どんな手法でやるのかちょっと見当もつかないので、その辺の説明をいただきたいのと、これを調査した後の対処の考え方をお示しいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） まず、カメラの調査の方法という部分でございますけども、井戸内部に、現在、井戸の中にポンプを入れまして揚水ようすいをしているわけでございますけども、そのポンプを一時的に撤去いたしまして、その中にカメラを入れる。井戸カメラというのですか普通の、普通のと言ったら変ですね、カメラがあるんですけれども、特殊なカメラなんですけれども、それを入れて外でモニターで中の状況を確認させていただくという部分が今回補正で上げさせていただきました作業の内容でございます。

その後、その調査に基づいて今後どうなるのかという部分に関しましては、当然そのカメラの状況を見て、中がどういう状態になっていて、今回、砂がたまってきているのか、小砂利が少し上がってきているのかという部分の状況の確認をさせていただいて、その結果に基づいて今後どういうふうに対応できるのか、どういうふうに対応をしていくべきなのか、その辺を検討していく部分の一つの材料として、今回井戸カメラの調査をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。今のことに関連ですが、それはどのぐらいの期間入れているのでしょうか。状況がわかるまでというのは。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 時間的には、本当にわずかな時間、半日程度だと思えます。まずは状況を見る、モニターによって状況を見る、その結果、判断をするということ、今回当然専門の業者のほうに委託をいたしますので、業者の方からそれに基づいた報告書が提出されて、それで判断するということでございますので、時間的には何分と言われても、何時間というのも、ちょっとまだわからないですけれども、それほど何日もかかるというものではございません。

○議長（橋本憲治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の質疑を行います。議案書16ページです。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

2番佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。今回の生ごみの関係で、状況として小袋が非常に使いやすく衛生的にもいいという必要性はよくわかりました。

そこで、ちょっと小さなことですけれども、これからはじまるんですから、ちょっとよく担当課でもわからないかもしれませんけれども、要するに極小の5リットルのやつを増やすということになるんでしょ。増やすということね、代わりに出るのではなくて増やすということになるんですけど、ごみ袋代というのは、年間120、30万円ぐらいの金額でたいしたあれじゃないですけど、このことによるコストの変化というのは、どんなふうになるか想像していますか。高くなるのか、逆に安くなると考えているのか、ちょっとその辺を企画した段階でどんなふうを考えているのか、ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 今、新しく5リットルの袋を作成した時のコストといいますか、今までとの経費の違いという部分のご質問をいただいたかと思いますが、提案説明の時にも申し上げましたけれども、今まで10リットルが一番小さいということで、町民の方から、それから何人かにもお聞きしながらですね、小さい袋の需要があるんだということを認識しまして、今回提案させていただいておりますけれども、ごみ袋の販売の単価でいきますと10リットルの小ですね、小の10リットルの分につきましては350円、10枚入りで350円という金額で販売をさせていただいております。20リットルが650円、30リットルが950円ということで、1リットル当たり3円ですか、10枚当たり50円プラスした設定になっております。それでいきますと5リットルでいきますと3円かける5で15円の1袋10枚入りの分で50円という考え方ですから10枚入りで200円という単価設定になっております。だからリットル数の分でいくと作成単価とかと比較すれば、そう変わらないのかなと思うんですけども、作成する時には小さい袋でもそれなりの金額はいたしまして、5リットル、6リットル、7リットル、どのサイズをつくっても大体同じような金額がかかるというふうに業者から聞いておりますけれども、よその町ではもう既に3リットルをつくっているというようなどこもありましたので、5リットルの小さい袋、ある意味、割高になるかもしれませんが、小さい袋が求められているんだということで5リットルにさせていただきました。全体的には、多分今まで10リットルの袋で、多分8リットルだったり、7リットルだったりしてでも、もうごみを投げなきゃなんないということでいきますと、5リットルを有効に使っていただければ、うまくもう少し5リットルの枚数が増えていったりすると同じぐらいになるのかなとかというふうに思いますけど、ちょっとこれはふたを開けてみなければわからないかなと思っています。ただ、津別、大空、小清水だったか、清里だったか、何町か今5リットルをつくって販売しているところありますけれども、その以前の例えば10リットルの時代と比較しますと1.5倍から1.6倍、2倍というような売れ行きになっているということをお聞きしていますので、状況を見ながら年度内でこれをお認めいただきますと年度内

の経費で10リットルの分を少し減らしながら、5リットルを作成して様子を見ながらまた新年度に適正な量を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。前から思っていたんですが、この消費税分というのは今回上がったとしても、これは町のほうで負担していることになるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 今年の4月ですか8%になった時にちょっと私はいなかったんですけども、いろんな多分、町の中の使用料関係も含めてですけども、今回の8%の段階では近々に見直しするということのを避けているんだと思います。1年後ですか、2年後ですか10%、来年の10月でしたか、10%になるときにいろんな見直しがいろんなところにかかってくるのかなと思っておりますけども、その時には、今いろんな単価とかごみ袋に関しては、見合いの単価にはなりませんけども、そういう時にあわせて、ほかとあわせたかたちで検討することになるかと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 直接的な中身ではございませんけれども、廃棄物処理ということで、関連で確認をしておきたいことがございますので、先般、高田商会の社長が亡くなられたということで、訓子府の資源ごみの回収をお願いしている中で、この事業がずっと滞りなく継続されていくのかどうかという非常に日々の生活の関係なので、非常に懸念するところであります。その辺のことがどういう処理がされていくのか、もし、わかる範囲で町民の生活に支障がないのかどうかを含めてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今回の議案の中には関係ないんですけども、緊急の問題としてということで、お答えさせていただきますけども、往々にしてこの部分というのは、高田商会という、皆さんご存じのように、個人の部分、法人ではなくて個人という部分があるので、あまり詳しくお話できませんけども、とにかく、ごみの収集を空けるわけにいかないという状態が月曜日に生じたわけですけども、引き続き、そこの従業員の方をお願いするというかたちで、とりあえず当面の間は、そこで引き継ぎ、状態が変わらないような状況でお願いするというかたちで、今のところそこでやり過ごすという変ですけど、言葉変ですが過ごすというんですか、そういう状況でいこうと思っておりますので、なお、こういう事件というか、事案につきましては、ちょっと今、24日の日ですか、まだはっきりしない部分があって、相続関係のことではっきりしない部分があるものですから、ある程度方向性がみえた段階で、24日に議員の皆様が集まる機会があるというものですから、ちょっと時系列的に並べて整理してからお話をしようかなと。とりあえず今の時点では、個人ですから、死んだ段階でもう契約が終わってしまうということになりますので、新しくそこで働いている専務と言っているんですけども、従業員の方に業務を引き継ぎさせてもらうということで今のところやろうということで進んでおりますので、24日には、また細かくお話できるかと思っております。

○議長（橋本憲治君） 緊急性がありますので、取り上げさせていただきました。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第36号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第40号の質疑を行います。議案書は22ページでございます。1人3回まで質疑行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第40号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第43号の質疑を行います。
議案書27ページでございます。1人3回まで質疑行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第43号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号、議案第41号

○議長(橋本憲治君) これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第

44号、議案第41号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第44号の質疑を許します。議案書の29ページでございます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第44号の質疑を終了いたします。次に、議案第41号の質疑を許します。議案書23ページでございます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第41号の質疑を終了いたします。これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、一括議題の議案第44号、議案第41号の採決をいたします。討論のなかった案件については一括採決をいたします。議案第44号、議案第41号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号、議案第42号

○議長(橋本憲治君) 次に、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第45号、議案第42号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第45号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第45号の質疑を終了いたします。次に、議案第42号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第42号の質疑を終了いたします。以上をもって、質疑を終了いたします。これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、一括議題の議案第45号、議案第42号の採決をいたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第45号、議案第42号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、議案第45号、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、河端芳恵君ほか4名から、意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、また、西山由美子君ほか4名から、意見書案第8号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める要望意見書、意見書案第9号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める要望意見書、意見書案第10号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める要望意見書、意見書案第11号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書、さらに、西山由美子君ほか5名から、意見書案第12号 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第7号、意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、意見書の配布の関係から、午後3時ちょうどまで暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後2時44分

再開 午後3時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎意見書案第7号

○議長（橋本憲治君） 意見書案第7号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第7号について、ご説明をいたします。

意見書案第7号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	河端芳恵
同じく	山本朝英
同じく	工藤弘喜
同じく	余湖龍三
同じく	橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様
文部科学大臣様
農林水産大臣様
経済産業大臣様
国土交通大臣様
環境大臣様
復興大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第8号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第8号について、ご説明をいたします。

意見書案第8号

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める要望意見書
上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	西山由美子
同じく	安藤義昭
同じく	小林一甫
同じく	佐藤静基
同じく	上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める要望意見書
(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様
文部科学大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号

○議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第9号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番(西山由美子君) それでは引き続き、意見書案第9号について、ご説明をいたします。

意見書案第9号

「ゆきとどいた教育」の前進を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	西山由美子
同じく	安藤義昭
同じく	小林一甫
同じく	佐藤静基
同じく	上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

「ゆきとどいた教育」の前進を求める要望意見書

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様

文部科学大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第10号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） それでは引き続き、意見書案第10号について、ご説明をいたします。

意見書案第10号

「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員 西山由美子

同じく 安藤義昭

同じく 小林一甫

同じく 佐藤静基

同じく 上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める要望意見書

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

北海道議会議長様

北 海 道 知 事 様
北海道教育委員会委員長 様
北海道教育委員会教育長 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第11号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） それでは引き続き、意見書案第11号について、ご説明をいたします。

意見書案第11号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月10日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提出者

訓子府町議会議員 西 山 由美子

同じく 安 藤 義 昭

同じく 小 林 一 甫

同じく 佐 藤 静 基

同じく 上 原 豊 茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。次のページをお開きください。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第12号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第12号について、ご説明をいたします。

意見書案第12号

「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年9月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

提出者

訓子府町議会議員 西山由美子

同じく 小林一甫

同じく 上原豊茂

同じく 河端芳恵

同じく 工藤弘喜

同じく 余 湖 龍 三

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める要望意見書
(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

内閣総理大臣 様
防 衛 大 臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 今回の集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める要望意見書、今、議長からちょっと私もこういうのは慣れていないものですから、質疑のときにやっていいのか、討論のときにやっていいのか、ちょっとわかりませんが、もし討論でやるというなら途中で止めてください。

○議長（橋本憲治君） 内容によってですね、提出議案の質問だけになりますので、できたら全体的な討論の中でお話していただけるとありがたいかな。私はこういう意見を持っていますということをお願いして、賛否を問うということのほうがよろしいかと思えます。

○2番（佐藤静基君） それに従います。

○議長（橋本憲治君） それでは、質疑に関してなんですけれども、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

まず、本案に反対する討論の発言を許します。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。私もこういうのは、ちょっと慣れていないんですが、最近のこの集団的自衛権の行使については、私なりに考えがございますので、ここで提案者に対して、その考え方を伺いたいと思っております。

一般の国民は、ともすると自分の身の周りのことや目先の社会保障ばかり国に求めがちですけれども、その前段として、もっとも重要なことは、国民の命と平和な暮らしを守る、国家・国民の安全保障があつてのことと思っております。このことを強く認識されまして、西山議員は今回の意見書の提案に取り組まれたことと思っておりますが、その幅広い見識に対しまして、私は心から敬意を表したいと思っております。

さて、この要望意見書には、文面をずっと追っていきますと「海外で戦争を可能にする

方向に強行しました」とか、「憲法の解釈を覆すような重大なもの」などという表現がありますけれども、これは一部のマスコミや、あるいは作家、評論家のあまりにも拡大解釈であって、国家を守る専門家の評論家は日本を取り巻く国際情勢の中では、最低限の軍事行使の必要性は閣議決定とはいえ評価しております。また、国民向けの記者会見の中でも数日前に一面を使って首相もいろいろと詳しく書いてありますけれども、日本が再び戦争をする国となるようなことは断じてあり得ないと繰り返しているところでございます。例えば、現在日本では平和的外交努力によりまして、数万人もの日本人が世界各国に留学し、企業が進出し労働者もおります。また、観光旅行にも出ております。そこで突然紛争が発生して日本人が逃げようとしたとき、例えばですよ、同盟国のアメリカが命をかけて守ろうとするのが現在の集団的自衛権の内容であります。このときにアメリカが命をかけて日本人を守ろうとしているときに日本は見ていだけでいいのか、日本人の命を守る最低限の武力行使が必要、当然ではないのか。その明確な姿勢が戦わないための抑止力として大きな効果があるものと考えております。これは私の基本的な反対であります。

一つ伺います。近年の日本を取り巻く国際情勢の中にあつて、戦後69年、戦わない自衛隊、この日本の憲法が今後も世界に通用して本当に国民の命と平和、そして暮らしを守れるとお考えでしょうか、伺います。

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。今の件で言いますと先に提出された方へその意を質問されるということだったと思うんですが、今、私この意見書に名を連ねた者として私の考えは、やはり憲法9条により集団的自衛権の行使は認められていないんでないかということが、まず大きなことです。

それと国会での審議もないまま内閣の決議で、またそれも時の政府の見解で考え方が異なり、一定の条件整備もされないまま、このまま拡大解釈されるということは、それこそ国の安全を脅かすことではないかなと思っております。

今、美幌の自衛隊からも南スーダンのほうに派遣されております。いつ、どのようなかたちでこれが現実化、認められると実際に血を流すような場面も考えられます。

それで今、具体的に閣議決定はされましたけど、こういうときどうするというその辺の条件整備もまったくされていないまま閣議決定され、それをどのように運用されるかというのがすごい怖いと思います。

それで今、閣議決定は撤回ということを私はそういう考えでおります。

○議長（橋本憲治君） 次に、反対討論の発言を許します。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。この説明の中にずいぶん我々理解ができない部分がずいぶん加わっておりますので、自分の考え方をまず述べさせていただきます。

この集団的自衛権の関係については、一昨年、参議院、それから、その前の衆議院、選挙公約で選挙を終えたところでございまして、その結果、今この閣議決定、国民の意見も聞かないで閣議決定をしているということなんですけれども、これはちょっと違うなと、国民に問う前に閣議でどういふことをやるかってことをまず地ならしとか、今、与党は公明党と自民党なんですけど、その中でそういうものをたたき台をつくって、そして、そ

のものを国会に提出をして、何でもそう、地方でもそうですから、提出をして議論をしてもらう。議論をするのはこれからなんです。これが決定じゃないんですよまだ。ですから、そのこともこの冒頭にあるところの誤解があるのかなという感じをしております。

それから、戦争につながるという言葉があります。そういうことにならないために、この集団的自衛権を発動しようという考えで動いているところでございまして、どの党が政権を取ろうとも、どんな時代になろうとも、政府、与党というのは、国家、国民の生命、財産を守る、このことが第一の基本ですから、まずそのことを考えていく。まずこの閣議決定の後に今度は国会で論議をするということでございます。特に、昨今の新聞やマスコミ報道で皆さんもおわかりだと思えますけれど、日本のそばは大国がそろっています。軍備力も日本の何十倍、もっとあるでしょう、そういうところが航空識別圏やら、それから海の底の警戒線まで、航空識別圏まで変えたり、あるいはそれぞれ国の警戒線までボーリングしたり、ときには斜めにボーリングをかけて日本海の原油を取る。あるいは漁船に追突して漁船を沈没させたり、いろんなことがあるんですね。そういうこと等々考えるとやはり小国といえども常識ある国が力をあわせて国家・国民のためにしっかりした将来に向けた、国民が安心して過ごせるような道筋をつけるというのが政府の考え方だと、そういうふうに私もやるべきだと、そのように思っておりますし、いろいろたくさんありますけれども、そういうことから、この問題については、断固反対をいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、反対討論の発言を許します。

4番、安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） 4番、安藤。どの国とも言うべきものでないと思えますけども、ここで反対の意思を伝えるために一言申し上げておきます。

近隣の外国、いわゆる国では、それぞれミサイルなりの開発、またもう一つの近隣の国では、それぞれ日本の空から、また海からということで、それぞれ信用をしながらも、先ほど山本議員が言われたように言わせてみれば海中の斜め、わざわざそれまでやってそれぞれの侵入をしようという、それぞれの諸国に対して、これは我が国を守っていただくためにも同盟国を大切に、そして、我が国のこれからの、また我々の食の安全、また地域で我々が生活するための安全ということを考えた場合には、必ずしも我々日本の、また地域の、この訓子府としても、この議会としても、それぞれ同盟国というものを大切にするためには、このものに対する反対というものは避けてとおれない、このような意味から反対をするものであります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。この議案に対する賛成討論ということで発言させていただきますが、一つは賛成の基本的な中身につきましては、この意見書の中に書かれているとおりでありますので、特別申し上げることはないかなというふうに思っております。

ただ、先ほどから反対討論の中で3名の方がおっしゃるようなことと、やはり反対、賛成ということの見解の違いというのがあって当然、しかるべきだと思っておりますけれど

も、賛成の立場の見解ということで聞いていただきたいというふうに思っております。

一つは、やはりこの内閣の閣議決定なるもので、いわゆる国会の中での十分な審議もない、そして、一内閣の閣議決定という中で本当にこの戦後の日本の繁栄と平和を支えてきた憲法9条というものが、^{うんさんむしょう}雲散霧消するようなかたちで変更されるということは、これは許されるものではないということが第1点です。何よりもそこがまず一つあります。

そして、そこから導き出された集団的自衛権の行使を容認するということは、これから来年の春にかけてさまざまな諸立法というのが行われます。自衛隊法も含めて改正することになっていきますけれども、前段で憲法そのものの解釈のみでやってきている現実を考えたときには、いずれにしても全部憲法違反の中身ではないかというふうに私はとらえています。憲法違反のものをさも憲法に合致したようなかたちで取り組んでいくということそのものが、やはり我々国民として、きちんと見ていかなきゃいけないんじゃないかということなのです。

それともう一つは、ここまできると一連の流れで安倍首相、安倍政権がどういうことをやってきたかということに今一度考えを及ぼす必要があるんじゃないかということをおもっています。やはりこの前段でありました特定秘密保護法の問題、それから武器輸出三原則をないがしろにする問題、そして今回のこの問題、さらには共謀罪というものも今検討されております。こういったものも含めて、いわゆる政府自民党が考えていることというのは、決して日本の国民の命を守るとか、国土を守るということではなくて、アメリカに追随しながら、あの普天間の問題も含めて、沖縄の問題も含めて、今どういう展開がなされているのかというところに思いをはせなければいけないんじゃないかという点が二つ目です。

それともう1点あえて申し上げたいのは、国民世論の問題、世論、やはりこれは先月の8月の共同通信社が行った世論調査があるんですが、やはりこういう状況の中で集団的自衛権の行使というのは反対だというのは6割を超えている状況があります。賛成は2割ちょっとです。そういう実態があるということと、もう一つ政府自民党の中にあっても元幹事長の加藤紘一氏、これは山形県の人ですが、自民党の重鎮という加藤紘一氏、あるいは京都の野中広務氏、あるいは九州の古賀誠氏はじめ、面々たる自民党の幹部の方たちが集団的自衛権をこういうふうなかたちで行使容認ということに憲法の解釈でもってこういうことをやるということに対してやはり非常に憤りと、もう一つは、戦争に対する大変な思いという一度踏み込んだら戻りがきかないと、犠牲を払ってもなかなか戻ってはこれないということに対する何と申しますか、危機感をもって反対をしているという状況にもあります。そういうもろもろのことを考えますとやはり日本は先の大戦で日本の国民の310万人の人が死んでいるんですよ、そしてアジアの諸国民2千万人を超す人たちが犠牲になっている。ああいうことを再度繰り返すようなことはやはりしないということで憲法9条ができていくわけで、これは国際公約でもありますので、ぜひそういったかたちでの、いわゆる何と言いますか、国際貢献、平和外交、これがやはり今一番日本が求められていることではないのかなというふうに思っていますので、そういう立場で私は賛成をしていきたいというふうに思っています。

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） なければ、次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) 今それぞれにこの意見書に対する考え方を示されております。個々の考え方に大きな差がある案件だというふうに私は認識しておりますけれども、この案件については、戦後さまざまな反省を踏まえた中で、日本のあるべき姿を定めて67年間、歴史を積み重ね、交戦がないという状況を生んでいる日本国憲法、これは国際的にも高い評価を得ているということでもあります。さまざまな見解があります。日本がつくった憲法でないですとか、今もありましたけれども隣国の脅威にさらされている。また、同盟国とともに戦うべき状況は当たり前なんだという考えもあろうかと思えます。でも、この集団的自衛権行使というのは、日本の根本的な姿を変える、そういうものだというふうに思いますし、67年間の歴史をすべてないがしろにするということになるんだというふうに私は認識しておりますし、与党の中においても個別的自衛権でもって、今、主張している安倍政権の対応ができるという人たちもおりましたけれども、その思いを貫くことができなかつたということは、私は極めて残念に思っているところであります。アメリカの立ち位置の関係で言いますと戦争後、日本占領下において、日本の地にたくさんの米軍基地をつくり上げた。これは日本を守るためのものか、私は決してそうではない、アメリカがアジアにおいて自分の軍事力、勢力を誇示するための、そういう政策であったというふうに認識しておりますし、まさにアメリカそのものが自国を守るためのものであるというふうに私は思っております。そういう中で先ほどいろいろありましたけれども、今年度、安倍晋三首相が靖国参拝をしたというときにアメリカがどう反応したのか。決して日本が戦前のような日本になることを望んでいないということは明らかであります。そういう意味において、いろんな理由をつけながら日本の国の根幹をなす部分をいとも簡単に国民の同意もなく、覆していくということがあっていいのか。私は日本が再び戦火の中に巻き込まれることを認めることはできませんし、また、日本のこれからを受け継ぐ若者たちが命をもって命を奪うという苦しみは絶対に許せない。あつてはならないというふうに思います。67年間交戦がなかつたこと、これからもそうありたいと思うことが、平和ボケというのであれば、その戦火の苦しみを忘れて、さらにそこに落ち込んでいこうという考え方が何なのか、私は疑問でなりません。世界の平和を願うという観点から私はこの意見書に賛成いたします。

○議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

本日の予定時間を過ぎましたので、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

引き続き、討論に入ります。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、小林一甫君。

○1 番（小林一甫君） 1 番、小林です。ただいま、この意見書に対して、いろんな方から反対、また賛成討論がございました。私も意見書提案の一人といたしまして、賛成討論をさせていただきます。

今の安倍政権のやり方を見ておりますとやりたい放題のことがとおるような、そういう状況の中でいろんな取り組みをされておりますけれども、特に、私はこの集団的自衛権の関係につきましては、今までせっかく第9条で戦争放棄の中で日本国民がみんな努力をしながら、また、いい結果といいますか、他の国にも迷惑をかけない、国民も非常に何かそういう部分で助かった部分もあるんじゃないかなと思います。今、武力行使も少しはあってもいいのかなというような反対討論の中にもありましたけれども、この武力行使がいったんされますと、その反動というものは計り知れないものがあるんじゃないかというような気がいたしております。

また、これからの子どもたちのことを考えると、やはりこの部分はきちんと後世に残していかなければいけない重要なものであると私は考えております。私みたいに先が短い人間がどうのこうの言っても、らちはあきませんけれども、将来の子どもたちに対しては、胸を張ってこの集団的自衛権の撤回の部分について、賛成討論をしたというようなことも子どもたちに伝えていくべきなのかな。これは自分の子どもだけの考えですけども、そういう思いでいっぱいでございます。

私はいろんな方の意見も聞きましたけれども、この撤回については賛成ということで賛成意見を述べさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

10 番、余湖龍三君。

○10 番（余湖龍三君） 10 番、余湖です。私も提案者の一人として名前を連ねさせていただきましたので、賛成討論の意見を述べさせていただきたいと思います。

私の場合は、この問題については、先ほど賛成討論者の中の話にも出ましたけれども、やはり現時点の中では、まだまだ論議が足りない。国民的な論議が足りなく、しかも実際の話、国民の中でも大多数の方がこの問題に対しては反対があるんじゃないか。そういう現状の中であって、今の段階で反対の決議をして出すことは大変必要なことじゃないかと。これによって、やはりもっと国のそういう安倍首相を中心とした、そういう内閣がこのことについてのもっとこれ以上の今まで以上の説明をして、もっと納得できるものをもっと国民と会話した中で作り出していってもらいたいという必要性があると思いますので、今の時点では、この意見書に賛成して、国に物を申すというのはいいことだと思いますので賛成させていただきます。

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

ご苦労様でございました。

◎報告第11号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第23、報告第11号 平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書39ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第11号について、ご報告申し上げます。議案書39ページをお開きください。

報告第11号 平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について

平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、7月30日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月4日付で「適正に作成されている」旨の意見をいただいております。その意見を付して報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1の「財政健全化の比率」についてでございますが、①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でございますので赤字比率としては出てまいりません。従いましてハイフン表示としてございます。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生しておりませんので、赤字比率としては出てまいりません。従いまして、この比率についてもハイフン表示としてございます。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る10.3%で、昨年度の11.6%から1.3ポイント改善をしております。

実質公債費比率につきましては、実質公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定をしております。過去3カ年平均の比率となっております。今回、改善の要因といたしましては、地方債償還額である公債費が平成24年度と比較いたしまして約7,400万円減少したことがあげられます。単年度の比率で見ますと23年度が12.4%、24年度が9.8%、25年度が8.6%と改善をしております。しかし、道内各自治体も同様に改善しているということもございまして、平成24年度の全道平均値を今回25年度の数字が若干上回るということですので、ご理解いただきたいと思います。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定

額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額とそれに充当可能な財源が約17億4千万円上回ったことにより、将来負担比率が出てまいりませんので、ハイフン表示としてございます。

次に、2の「経営健全化の比率」につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率になっております。

この資金不足につきましては、先ほど連結実質赤字比率のところでも説明しましたとおり①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、不足額は出てきていません。②の水道事業会計におきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は出ておりませんので、それぞれハイフン表示としてございます。

次に、3の「監査委員の平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見」についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次ページ以降に審査意見の写しを添付してございます。これについてはご覧をいただくこととして、説明は省略させていただきます。

以上、報告第11号 平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎報告第12号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第24、報告第12号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書45ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

報告第12号

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成26年9月9日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

次のページ、46ページをお開き願います

平成26年8月4日

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成25年度に係る次の財政的援助団体の監査結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査実施団体名 訓子府町社会福祉協議会
(1) 監査実施年月日 平成26年7月31日

(2) 財政的援助の種目等 社会福祉協議会活動費補助金
補助金 14,015,308円

(3) 監査の結果

補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第13号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第25、報告第13号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書47ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

報告第13号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成26年9月9日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成26年7月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、48ページ、49ページにつきましては、説明を省略させていただきます、50ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年8月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成26年8月11日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、51ページ、52ページにつきましても先ほどと同様説明を省略させていただきます。

続きまして、昨日追加で配布させていただきました9月分の例月出納検査結果報告につ

いて、ご説明申し上げます。53ページとなっております。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年9月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 橋本憲治様

平成26年9月8日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、54ページ、55ページにつきましても先の2件と同様説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎議員の派遣について

○議長（橋本憲治君） 次に、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、議案として配布してあるとおりでございます。

派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） これにて、平成26年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後4時20分